

地域再生 のために

— 地域が主役 —



内閣官房 地域再生推進室
内閣府 地域再生事業推進室

地域がこれからの主役です！



目次

I.	地域再生とは	2
II.	地域再生の仕組み	3～6
III.	地域再生の支援策	7～21
IV.	地域再生の支援策一覧	22～26
V.	地域再生計画の認定状況	27
VI.	地域再生計画の認定事例	28～32
VII.	認定申請・提案募集	33
VIII.	相談・質問など	34

●表紙の写真は、地域再生計画に認定された

にしおこっぺむら
〔西興部村「エゾシカと共に生きる村づくり」〕計画

における“子ども達への自然環境教育”の活動の様子です。この計画の事例がP10に載っています。

I. 地域再生とは

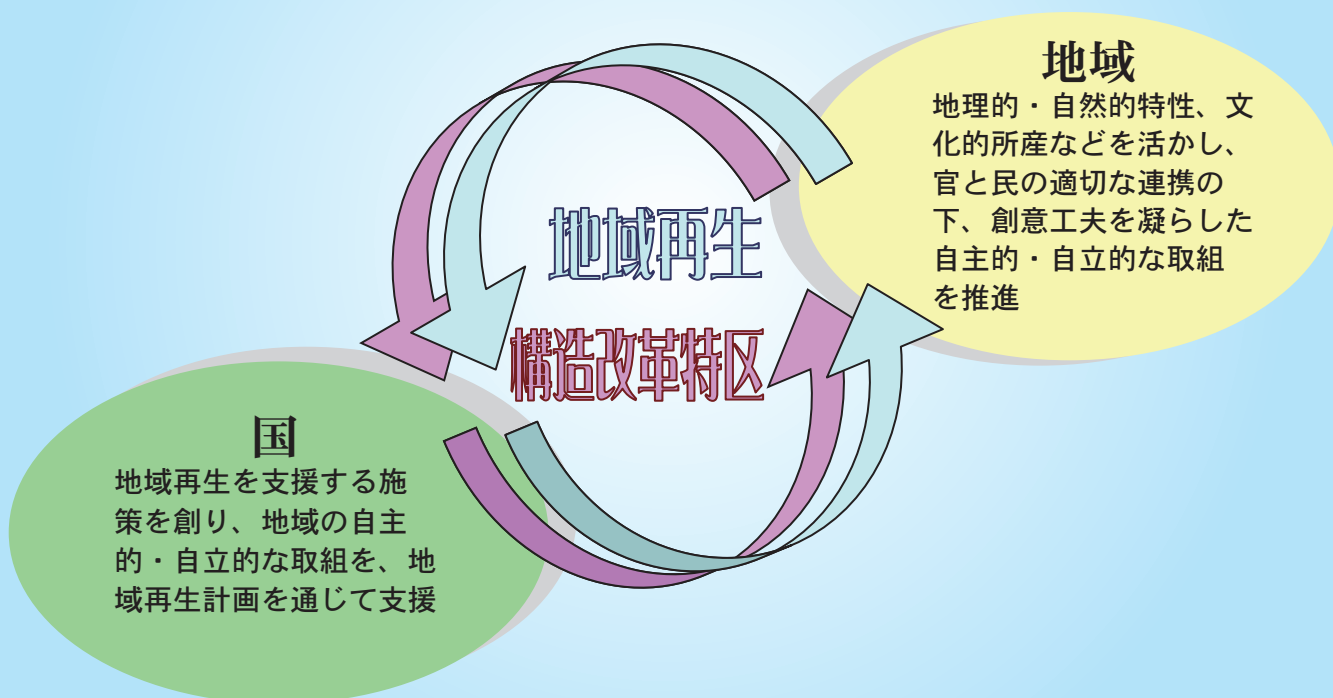
近年、急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化など、社会経済情勢が大きく変化しています。こうした中、「住んでいる地域にあまり元気がない」という声が少なくありません。

地域再生の制度は、こうした情勢の中、先に導入された構造改革特区制度とあいまって地域の活力を再生する目的で創設されたものです。

地域再生：地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出など、地域の活力の再生

地域再生の基本的な考え方

地域の自主的・自立的な地域再生の取組を、地域再生計画を通じ国が支援します。このような地域の取組と国の支援があいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現します。

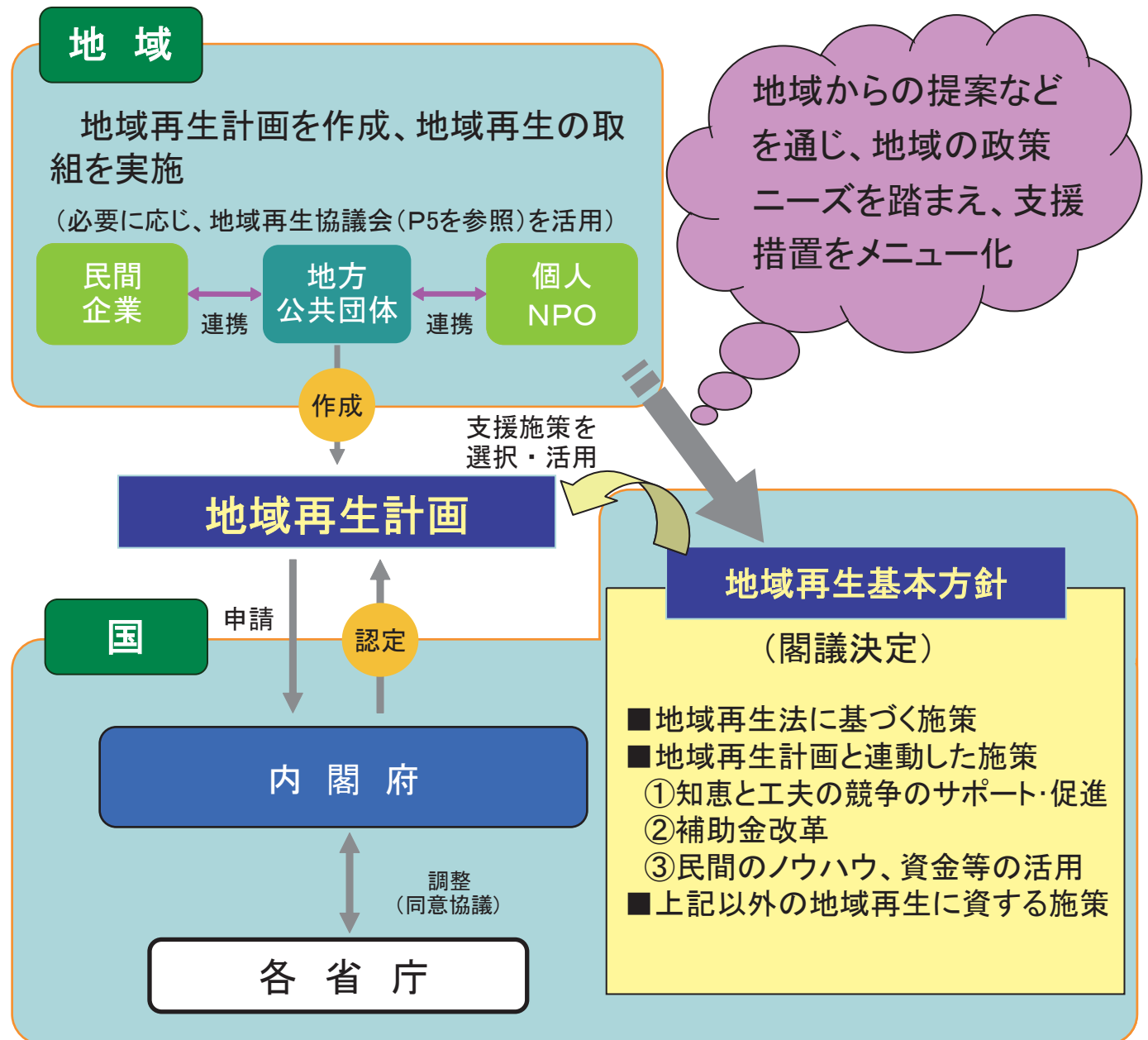


地域再生を進めるに当たっては、構造改革特区制度に基づく規制の特例措置を活用するなど、地域が必要とするその他の施策を併せて活用すると一層効果的です。

地域再生と構造改革特区の両制度を「車の両輪」としてご活用下さい！

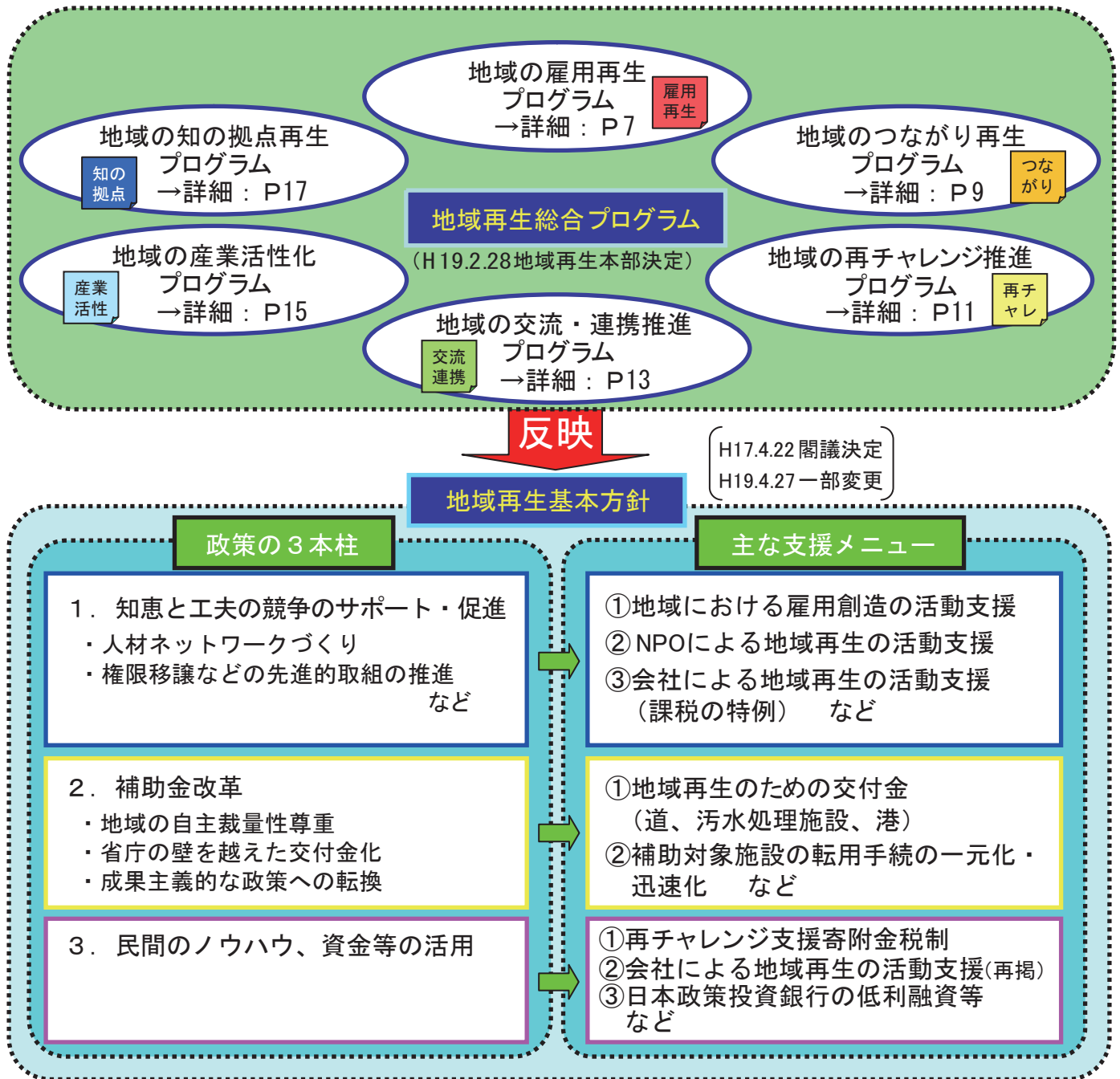
Ⅱ. 地域再生の仕組み

地域再生の制度では、地域の自主的・自立的な取組を支援するため、地域からの声や地域の政策ニーズを踏まえて国が支援措置のメニューを整備します。
地方公共団体は、関係者・関係機関等と連携し、自らの地域の取組に必要な支援措置を記載した地域再生計画の認定を受け、地域再生の実現を目指します。



政府は、地域再生法に基づき「地域再生基本方針」を定めます。
地域が活用できる地域再生の支援措置や地域再生の制度に関する基本的な事項が「地域再生基本方針」に規定されています。

平成19年2月に政府の地域再生本部で決定された「地域再生総合プログラム」を踏まえ、基本方針の支援メニューが大幅に拡充されました。



Q 「地域再生総合プログラム」とはどんなものですか？

A 国の地域活性化施策を、地域にとって選択・利用しやすいメニューとして体系化するため、主要な政策分野ごとのプログラム（関連する国の地域活性化策を集めた施策群）等を取りまとめたものです。

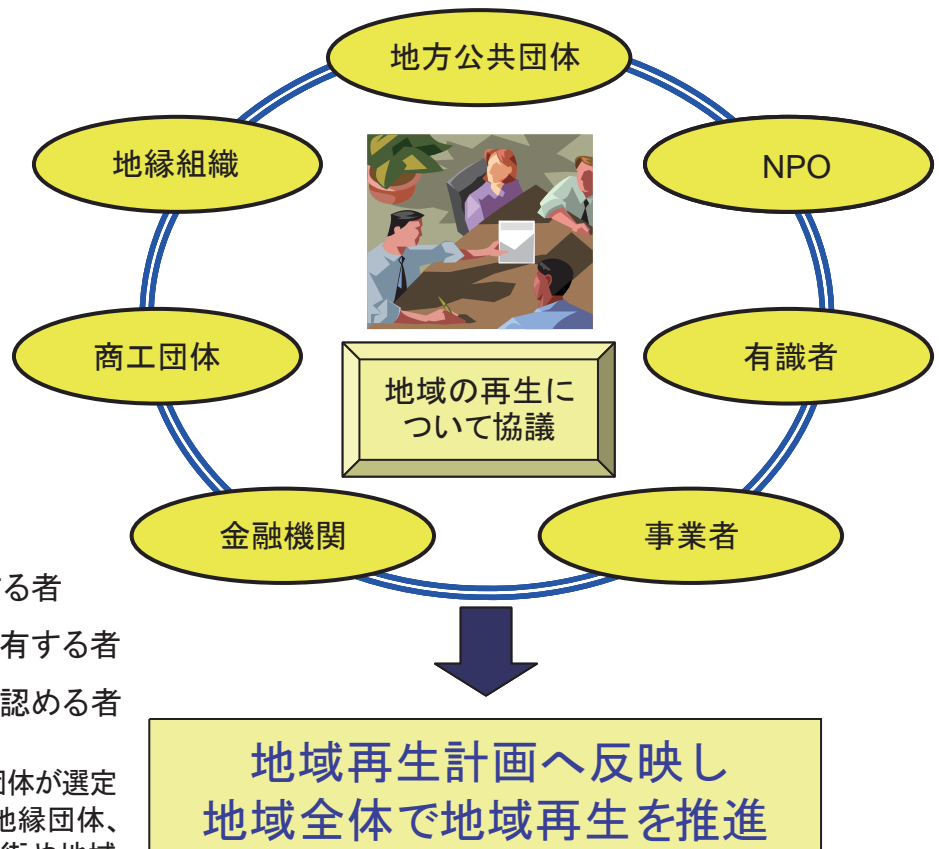
地域再生を推進するに当たっては、地方公共団体の他、地域の様々な関係者が連携して取り組むことが重要です。そこで、これらの関係者が連携して地域の再生を推進できるようにするため、地方公共団体が地域再生の推進について関係者と協議する“地域再生協議会”が地域再生法で位置付けられました。

地域再生協議会

- 協議会は、構成員から広く地域の意見を集約
- 構成員は協議が調った事項を尊重

構成員

- ◎地方公共団体
 - ◎地域再生計画の事業を実施する者
 - 地域再生計画に密接な関係を有する者
 - その他地方公共団体が必要と認める者
(注)
- ・◎は必須、○は任意で地方公共団体が選定
・○は、具体的には自治会などの地縁団体、地域で活動するNPO、地元商店街や地域住民などが対象



地方公共団体は、地域再生計画を作成しようとする場合において、地域再生協議会を組織したときは、地域再生計画に記載する事項について協議会で協議をする必要があります。

また、地域再生協議会での協議の概要は、地域再生計画の認定申請の際に添付することとなります。

Q 地域再生計画は、誰が作成し、認定申請するのですか？

A 地域再生計画の作成や認定申請は、全国の各地方公共団体（都道府県、市区町村）が行うことになっています。
支援措置の活用をお考えの方は、地元の地方公共団体とよくご相談下さい。

Topic 政府の地域活性化施策との関係

政府では、地域活性化策の政策体系として「地域力発掘支援新戦略」を平成19年2月に取りまとめ、情報提供の充実、施策メニューの体系化（※1）を図るとともに、各府省庁が連携して施策（※2）を推進していくことにしました。

※1 ①地域活性化応援隊、②相談窓口のワンストップ化、③施策メニューの体系化

※2 「地域活性化策の推進に関する検討チーム」サイトの「地域活性化政策体系～「魅力ある地域」への変革に向けて～」の“概要”または“本文”を参照。

地域活性化 検討チーム

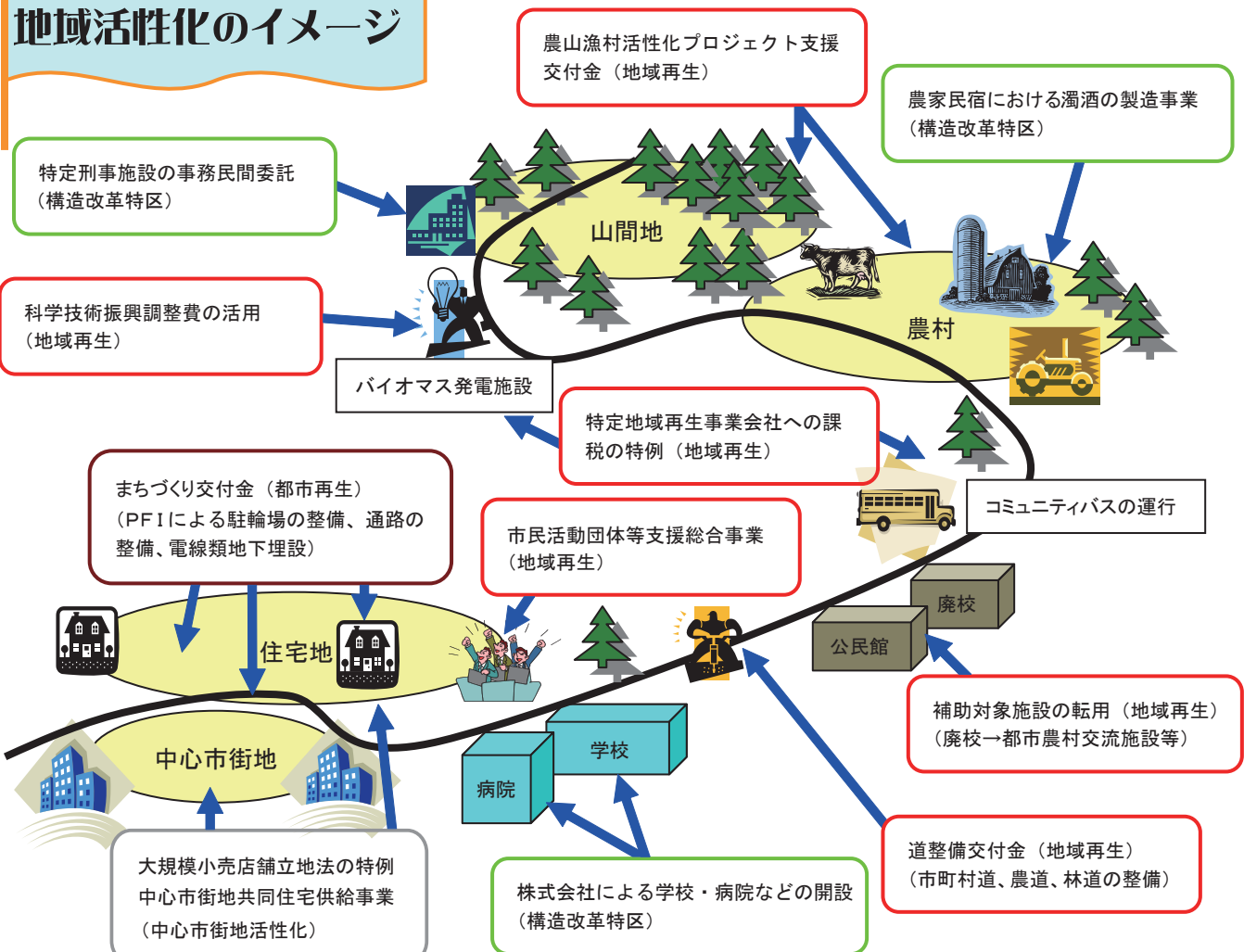
検索

「地域再生総合プログラム」（P4参照）は、この新戦略を踏まえ、様々な施策メニューを地域が選択・活用しやすいように体系化したものです。

このように、地域再生の取組は、地域活性化策の一環として位置付けられるものであり、必要に応じ構造改革特区や都市再生、中心市街地活性化などの他の地域活性化策を組み合わせ、総合的に取り組むと効果的です。

参考までに取組イメージを示すと以下のとおりです。

地域活性化のイメージ



Ⅲ. 地域再生の支援策 (地域の雇用再生プログラム) 雇用創出・ひとづくりを通じて地域を再生する!

地域の経済状況には、好不調のばらつきが見られますが、ばらつきの固定化を防ぐため、地域再生の担い手づくりや雇用の創出を通じて地域の創造力を十分に発揮できるようにすることが重要です。

今般、特に雇用情勢が厳しい地域があることを踏まえ、省庁連携により地域の雇用創出に向けて重点的・集中的に支援を行うため、45の具体的な施策からなる「地域の雇用再生プログラム」をとりまとめました。

地域の雇用再生プログラムの主な支援施策

雇用
再生

地域再生計画と連動する15施策と、地域再生に資する30施策で構成。

→ 以下のような取組を支援し、地域の雇用再生を実現!

① 自主・自発的な地域雇用の再生

地域雇用創造推進事業(23)、地域雇用戦略チーム(24)、「地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業」のうち地域若者サポートステーション事業に係る支援(25)

② 地域の強みを活かした企業立地促進、外国企業の誘致、中小企業による地域資源の活用

地域企業立地促進等補助事業(40)、外国企業誘致地域支援事業(43)、中小企業地域資源活用プログラム(44)

③ 産地競争力の強化、地域農業の構造改革、森林資源等を活用したビジネス創出、農林漁業への就業

強い農業づくり交付金(30)、森業・山業創出支援総合対策事業(37)、漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち漁業再チャレンジ支援事業(39)

④ 地域の観光振興、外国人旅行者訪日促進、広域的な人の往来、物資の流通を通じた地域活性化

観光ルネサンス事業(観光ルネサンス補助制度)(48)、ビジット・ジャパン・キャンペーン(地方連携事業)(49)、地域自立・活性化総合支援制度等(50)

⑤ 地域再生事業に取り組む企業、再チャレンジを支援する企業への支援による新たな雇用の創造

地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例(3)、再チャレンジ支援寄附金税制【直接型・間接型】(4,5)

⑥ 地域再生プロジェクトの形成・事業化

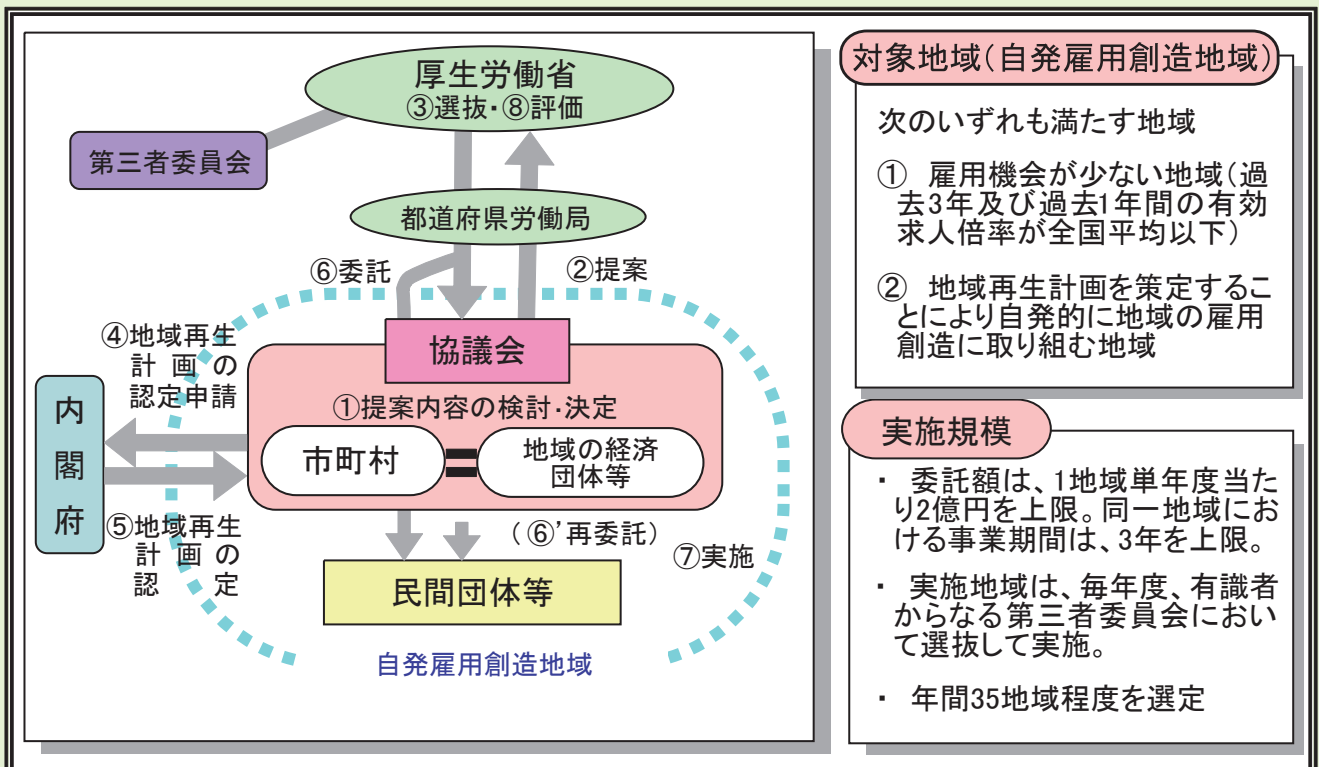
日本政策投資銀行の低利融資等(14)

※上記施策名の後の()内の数字は、P22～の施策一覧の番号です。

支援施策の具体例

地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業) 【厚生労働省】

雇用機会が少ない地域において、雇用創造に自発的に取り組む地域の協議会が提案した雇用対策事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、地域再生計画の認定を受けたものについて、事業の実施を委託する。



対象地域(自発雇用創造地域)

次のいずれも満たす地域

- ① 雇用機会が少ない地域(過去3年及び過去1年間の有効求人倍率が全国平均以下)
- ② 地域再生計画を策定することにより自発的に地域の雇用創造に取り組む地域

実施規模

- ・ 委託額は、1地域単年度当たり2億円を上限。同一地域における事業期間は、3年を上限。
- ・ 実施地域は、毎年度、有識者からなる第三者委員会において選抜して実施。
- ・ 年間35地域程度を選定

○支援対象事業の実施主体

地域雇用創造協議会(地域の経済団体等と市町村による協議会)

具体的な事例

国際リゾート都市“くっちゃん”の確立

くっちゃんちょう
北海道倶知安町

▼地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)

第1回認定



倶知安町では、ニセコスキーリゾートエリアに外国資本が参入し、オーストラリア人を中心とした外国人観光客が急増している。これに対応するため、実践英会話教室やホスピタリティ向上のための創業・経営革新事業などの雇用創出・人材育成事業に取り組む。

目標

- ・ 事業による町内の雇用創出効果
114社 162人(3年間)
- ・ 外国人宿泊数(延べ)
27,000人(平成15年度) → 80,000人(平成19年度)

Ⅲ. 地域再生の支援策 (地域のつながり再生プログラム) 地域のカ(ソーシャルキャピタル)で地域を再生する!

地域再生を支える力は、「ひと」であり、「ひと」と「ひと」のつながりです。従来のコミュニティを再活性化させると共に、民間企業、NPO、社会起業家、大学、地域金融機関、行政機関が連携し、多様な人々が参加・協働するネットワークを構築することが重要です。

こうした地域のカ(ソーシャルキャピタル)を活性化するため、63の具体的施策からなる「地域のつながり再生プログラム」をとりまとめました。

地域のつながり再生プログラムの主な支援施策

つな
がり

地域再生計画と連動する11施策と、地域再生に資する52施策で構成。

→ 以下のような取組を支援し、地域のつながり再生を実現!

①地域づくりにおける多様な主体の参加の推進

市民活動団体等支援総合事業(1)、地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例(3)、再チャレンジ支援寄附金税制【直接型・間接型】(4, 5)

②地域の教育力・文化力の向上

「文化芸術による創造のまち」支援事業(17)、学校支援を通じた地域の連帯感形成のための特別調査研究(20)

③若者の自主性を活かした地域活力の向上

「地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業」のうち地域若者サポートステーション事業に係る支援(25)

④農村のコミュニティ再生による地域活力の向上

強い農業づくり交付金(30)、農村コミュニティ再生・活性化支援事業(32)、山村力誘発モデル事業(38)

⑤観光交流を通じた地域活力の向上

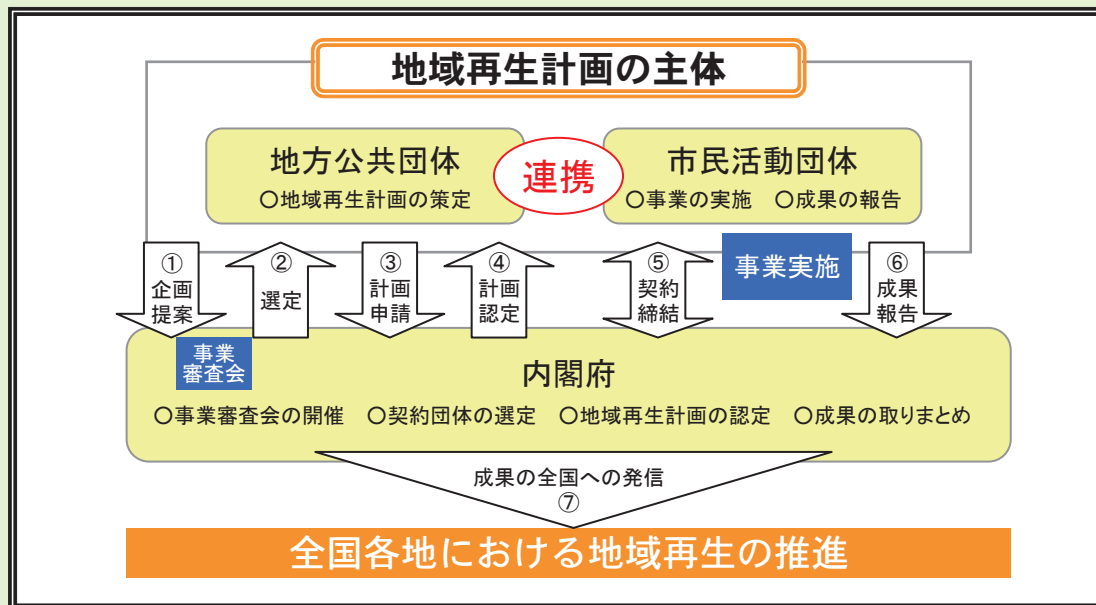
観光ルネサンス事業(観光ルネサンス補助制度)(48)、ビジット・ジャパン・キャンペーン(地方連携事業)(49)

※上記施策名の後の()内の数字は、P22～の施策一覧の番号です。

支援施策の具体例

市民活動団体等支援総合事業 【内閣府】

NPO等の市民活動団体の活動により、多様化する地域ニーズに的確に対応するとともに地域再生の推進を図るため、各地の先駆的な人材育成事業及びネットワーク形成促進事業への支援を実施する。



○支援対象事業の実施主体

地方公共団体及びNPO等の市民活動団体

具体的な事例

西興部村「エゾシカと共に生きる村づくり」

にしおこっぺむら
北海道西興部村

▼地域再生に資するNPO等の活動支援

第4回認定



過剰な数のエゾシカが農林業に被害を与えている。そこで、エゾシカを「地域の資源」として有効活用するため、村とNPOとの協働により、肉、皮、角等の天然素材を用いた特産品の創出や、エコツアーを推進するとともに、地域に応じた個体数管理などを行い、村独自の「エゾシカ地域管理システム」のモデルを構築する。

目標

- ・ エゾシカによる特産品の創出 → 平成21年度 5品目
- ・ エコツアーメニューの新設 → 平成21年度 3コース
- ・ エコツアーに関わるハンター資格を持った「ワイルドライフマネージャー」の創出 → 平成21年度 3名

Ⅲ. 地域再生の支援策 (地域の再チャレンジ推進プログラム) 再チャレンジを推進して地域を再生する!

国民ひとりひとりがその能力や持ち味を十分発揮し、努力が報われる公正な社会を構築するためには、何度でも再チャレンジができ、「勝ち組、負け組」を固定させない社会、多様で複線化した社会の仕組みが必要です。

このような認識の下、地域における再チャレンジの取組を支援するために、府省庁連携による 31 の具体的な施策からなる「地域の再チャレンジ推進プログラム」をとりまとめました。

地域の再チャレンジ推進プログラムの主な支援施策

再
チ
ャレ

地域再生計画と連動する9施策と、地域再生に資する22施策で構成。

→ 以下のような取組を支援し、地域の再チャレンジを推進!

①高年齢者、障害者、若者等の再チャレンジ

再チャレンジ支援寄附金税制【直接型・間接型】(4, 5)、「地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業」のうち地域若者サポートステーション事業に係る支援(25)

②農村、漁村等の施設整備、システム確立、ひとづくり等を通じた再チャレンジ

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(27)、強い農業づくり交付金(30)、山村力誘発モデル事業(38)、漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち漁業再チャレンジ支援事業(39)

③農村等の事業創出アイデア等を通じた再チャレンジ

農村コミュニティ再生・活性化支援事業(32)、森業・山業創出支援総合対策事業(37)

④地域の自立のための再チャレンジ

地域自立・活性化総合支援制度等(50)

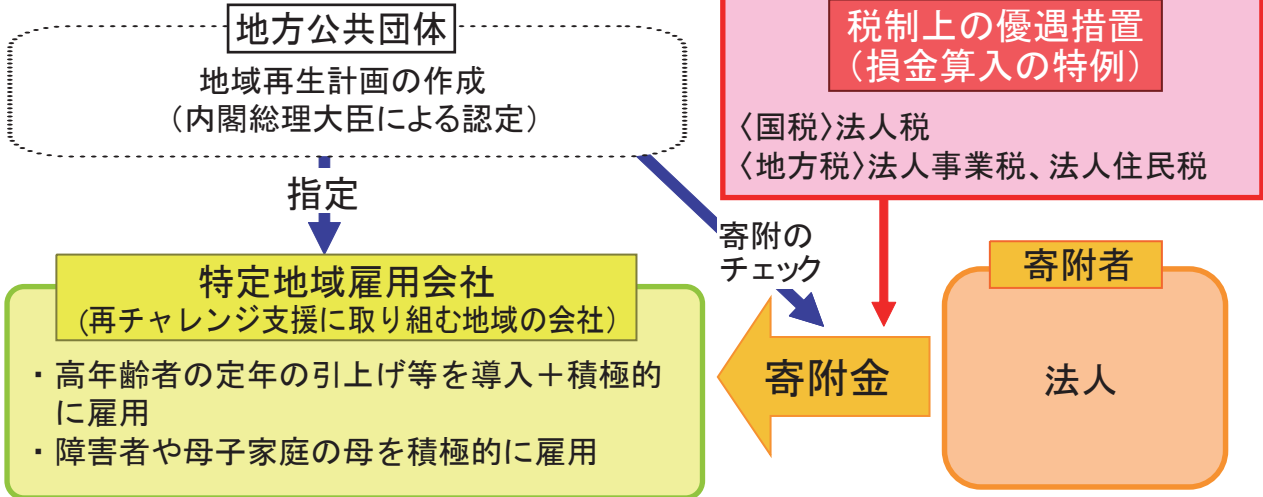
※上記施策名の後の()内の数字は、P22～の施策一覧の番号です。

支援施策の具体例

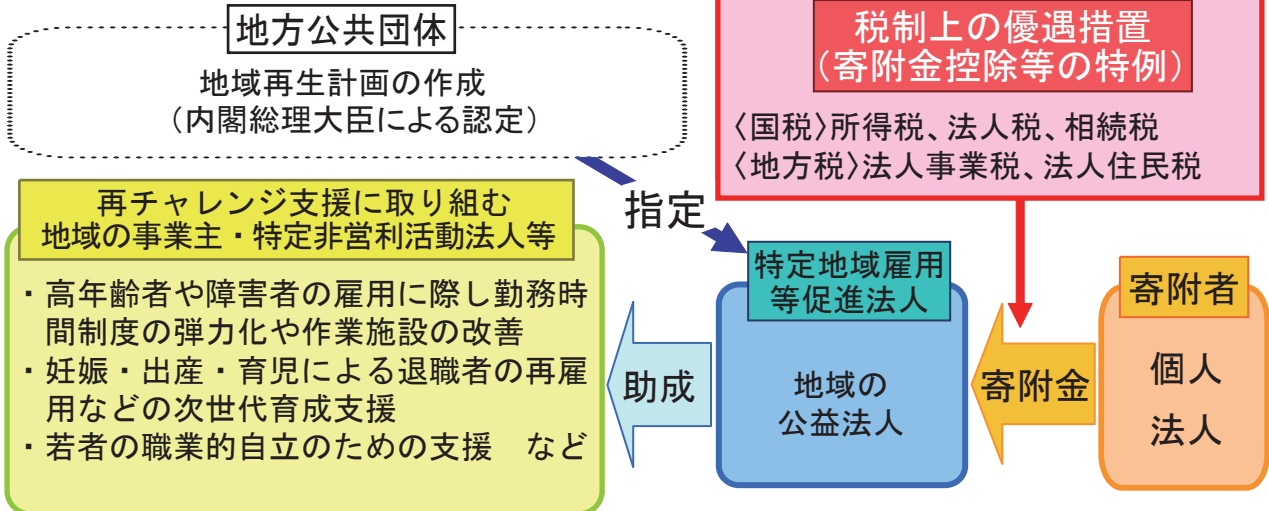
再チャレンジ支援寄附金税制 【内閣官房、内閣府】

地域において、高年齢者、障害者等の積極的な雇用に取り組む会社への寄附又は地域において高年齢者、障害者等の雇用管理の改善や若者等の雇用の拡大等に取り組む事業主や特定非営利活動法人等へ助成を行う公益法人への寄附について税制上の優遇措置を設け、地域における再チャレンジ支援の取組を促進する。

< 直接型 >



< 間接型 >



Ⅲ. 地域再生の支援策 (地域の交流・連携推進プログラム)

地域間の交流・連携により地域を再生する!

近年、地域間交流、農山漁村への定住等に対するニーズが高まり、また、地域主導の国際競争力のある観光づくりに大きな関心が寄せられています。このように地域間又は地域と海外の間で「人・モノ・カネ・文化・情報」の交流が重要になっています。

こうした広域的地域の自立・活性化を促進し、地域間の連携を強めていくため、65の具体的な施策からなる「地域の交流・連携推進プログラム」をとりまとめました。

地域の交流・連携推進プログラムの主な支援施策

交流
連携

地域再生計画と連動する13施策と、地域再生に資する52施策で構成。

→ 以下のような取組を支援し、地域の交流・連携を実現!

① 農山漁村への定住促進等及び地域間交流の促進

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(27)、農村コミュニティ再生・活性化支援事業(32)、広域連携共生・対流等推進交付金(33)、広域連携共生・対流等整備交付金(34)、山村力誘発モデル事業(38)

② 農山村における産地競争力の強化、担い手育成、居住環境の整備、森林総合整備等

強い農業づくり交付金(30)、里山エリア再生交付金(35)、上下流連携いきいき流域プロジェクト事業(36)

③ 外国企業誘致のための外国企業の発掘、招へい、立ち上げ等

外国企業誘致地域支援事業(43)

④ 鉄道・道路等の総合的な地域公共交通機関の活性化・再生、広域的地域活性化

地域公共交通活性化・再生事業(47)、地域自立・活性化総合支援制度等(50)

⑤ 地域ブランド開発等観光の振興、海外へ向けた情報発信等

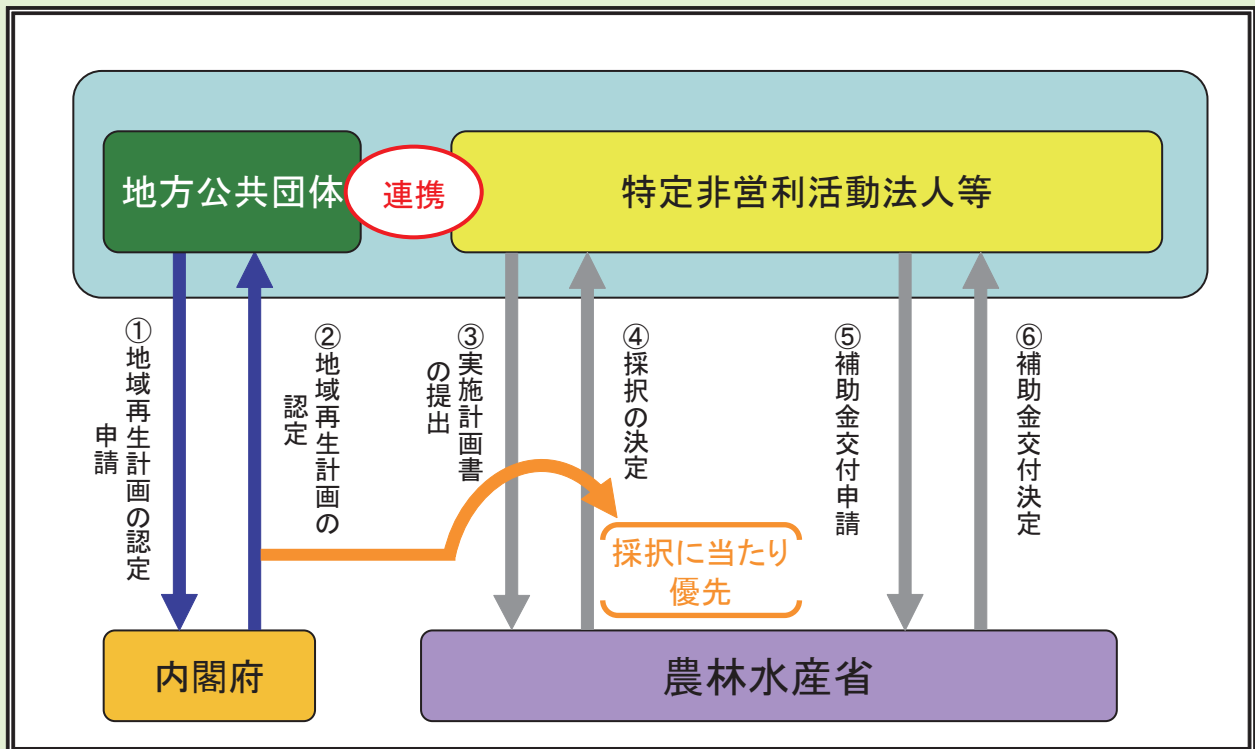
観光ルネサンス事業(観光ルネサンス補助制度)(48)、ビジット・ジャパン・キャンペーン(地方連携事業)(49)

※上記施策名の後の()内の数字は、P22～の施策一覧の番号です。

支援施策の具体例

農村コミュニティ再生・活性化支援事業 【農林水産省】

特定非営利活動法人等の民間団体が実施する都市から農村への定住等の促進や、農村と地域企業との連携による新たな事業の創出などの地域活性化に対する取組を支援する。

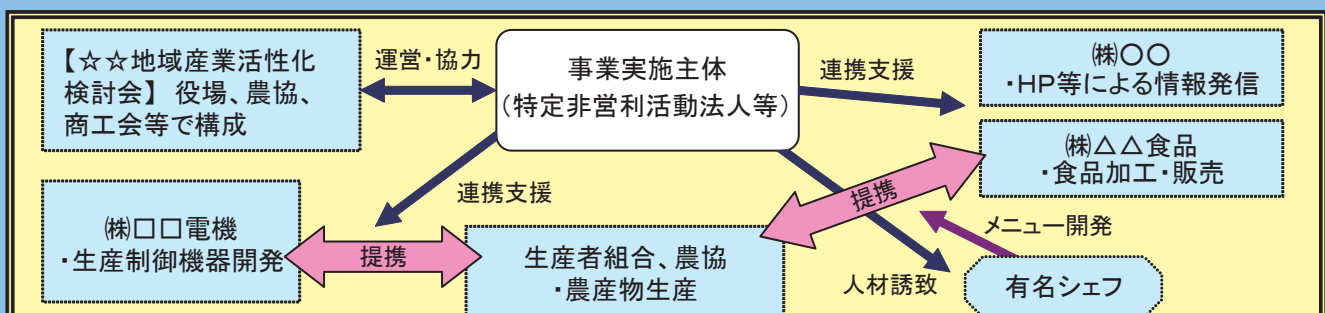


○支援対象事業の実施主体

特定非営利活動法人、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、土地改良区、地方公共団体が出資する団体等

事業のイメージ

地域企業連携による農産物の品質安定及び特産加工品の販売



Ⅲ. 地域再生の支援策 (地域の産業活性化プログラム) 産業の活性化を通じて地域を再生する!

地域の産業活性化には、企業立地の促進、中小企業の再生、産業の創出・活性化、地域への対日投資促進、地域の大学等と連携したイノベーションの推進、地域密着型金融の強化等が重要です。

そこで、地域が創造力を発揮して作成する地域再生計画について省庁連携により一体的・重点的に支援を行うため、75の具体的な施策からなる「地域の産業活性化プログラム」をとりまとめました。

地域の産業活性化プログラムの主な支援施策

産業
活性

地域再生計画と連動する20施策と、地域再生に資する55施策で構成。

→ 以下のような取組を支援し、地域の産業活性化を実現!

① 地域における投資家教育、中小企業の再生・再起業推進

地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業(6)、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携(7)

② 地域産業活性化に寄与する外国人研究者の受け入れ

外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業(12)、外国人研究者等に対する入国申請手続きに係る優先処理事業(13)

③ 地域再生プロジェクトの形成・事業化

日本政策投資銀行の低利融資等(14)

④ 地域産業発展のための人材教育、都市部における産学官連携促進

科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム(15)、都市エリア産学官連携促進事業(16)、目指せスペシャリスト(「スーパー専門高校」)(21)

⑤ 地域バイオマス利活用、食品産地ブランド確立、農・漁業の振興等

地域バイオマス利活用交付金(28)、食料産業クラスター展開事業(29)、強い農業づくり交付金(30)、漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち漁業再チャレンジ支援事業(39)

⑥ 地域の強みを活かした企業立地(外国企業含)、コンソーシアム研究開発、新規産業技術開発、資源活用

地域企業立地促進等補助事業(40)、地域新生コンソーシアム研究開発事業(41)、地域新規産業創造技術開発費補助事業(42)、外国企業誘致地域支援事業(43)、中小企業地域資源活用プログラム(44)

⑦ 地域の観光振興、外国人旅行者訪日促進、広域的な人の往来、物資の流通を通じた地域活性化

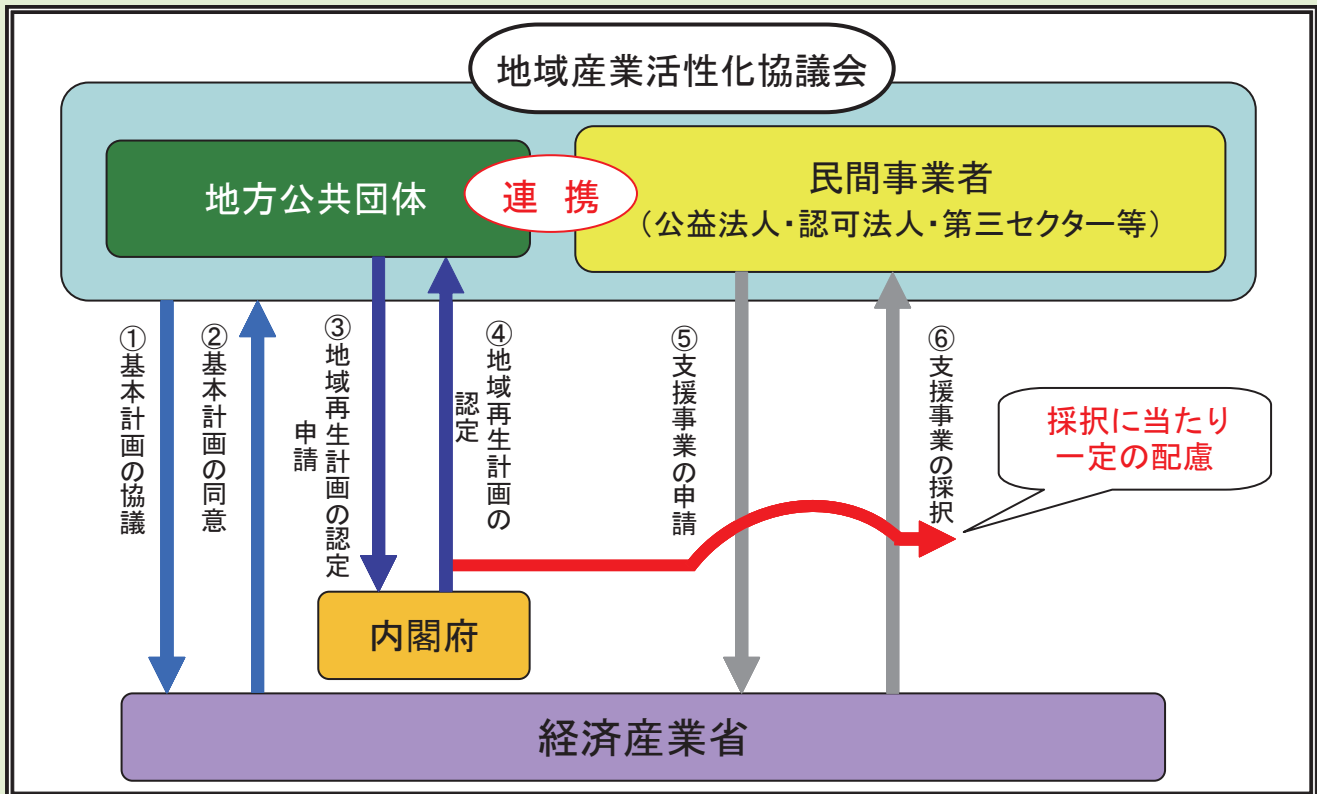
観光ルネサンス事業(観光ルネサンス補助制度)(48)、ビジット・ジャパン・キャンペーン(地方連携事業)(49)、地域自立・活性化総合支援制度等(50)

※上記施策名の後の()内の数字は、P22～の施策一覧の番号です。

支援施策の具体例

地域企業立地促進等補助事業 【経済産業省】

自らの強みを活かし、戦略的な新規企業立地等を通じた地域産業活性化に向けて前向きに取り組む地域に対して総合的に支援する。



○支援対象事業の実施主体

公益法人、認可法人、第三セクター等の民間事業者

プログラムの支援措置を使った認定事例

愛知県次世代産業事業化推進計画

愛知県

- ▼地域新生コンソーシアム研究開発事業
- ▼日本政策投資銀行の低利融資等
- ▼地域新規産業創造技術開発費補助事業
- 他

第5回認定
第7回変更認定



新たな産業振興施策として、「健康長寿」、「環境・エネルギー」、「ライフ・クオリティ」など次世代産業の創出・育成を目標とする「愛知県産業創造計画」を策定する。また、地域再生の様々な支援措置を用いて、県内の大学と民間企業との共同研究開発、新規事業等への事業者に対する融資条件の緩和を進める等、創業・事業化の促進を図る。

【©2004 Business Design Laboratory Co., Ltd. 写真提供：株式会社ビジネスデザイン研究所】

目標

- ・県内大学や民間企業との研究開発の推進（共同研究数） → 平成22年度 年間1,000件
- ・新規事業の創業・事業化の促進（大学発ベンチャー企業総数） → 平成22年度 計100社

Ⅲ. 地域再生の支援策 (地域の知の拠点再生プログラム) 大学との連携により地域を再生する!

大学は、地域の人材・知識が集積する知の拠点です。地域を再生させるためには、地域が大学と連携した地域づくりを進めていくことが重要です。

今般、大学と地域が連携した地域再生の取組を省庁が連携して支援するため、平成18年2月にとりまとめた「地域の知の拠点再生プログラム」を35施策に拡充しました。

地域の知の拠点再生プログラムの主な支援施策

知の
拠点

地域再生計画と連動する17施策と、地域再生に資する18施策で構成。

→ 以下のような取組を支援し、地域の知の拠点再生を実現!

① 地域に貢献する人材の創出

科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム(15)

② 地域の活性化等に貢献する取組、研究開発等

地方公共団体と地域の大学との連携促進のための寄附金支出協議の簡素化・迅速化(8)、現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)(18)、国立大学法人における地域振興、地域貢献関連事業(学術研究関係)(19)

③ 産業活性化に寄与する外国人研究者の受け入れ等

外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業(12)、外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業(13)

④ 産学官の連携体(コンソーシアム)による高度な研究開発

地域新生コンソーシアム研究開発事業(41)

⑤ ベンチャー企業による新規創業、学際領域等における建設技術革新、現場に密着した農林水産試験研究

地域新規産業創造技術開発費補助事業(42)、地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成(46)、先端技術を活用した農林水産研究高度化事業(31)

⑥ 老人保健健康増進等事業の実施、「バイオマスタウン構想」の実現、地域食材を活用した新たな戦略食品の創出

「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進(26)、地域バイオマス利活用交付金(28)、食料産業クラスター展開事業(29)

⑦ 地域の観光振興、外国人旅行者訪日促進、広域的な人の往来、物資の流通を通じた地域活性化

観光ルネサンス事業(観光ルネサンス補助制度)(48)、ビジット・ジャパン・キャンペーン(地方連携事業)(49)、地域自立・活性化総合支援制度等(50)

⑧ 地域再生プロジェクトの形成・事業化

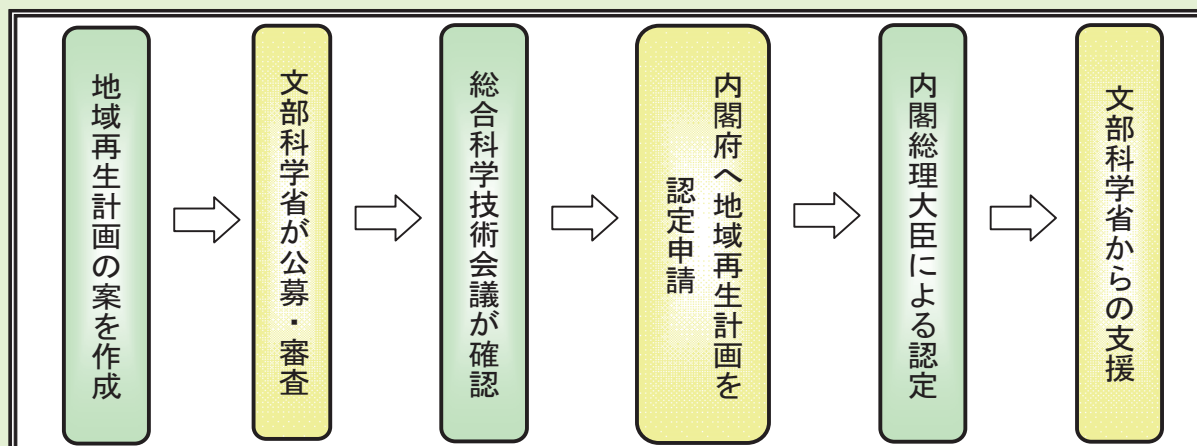
日本政策投資銀行の低利融資等(14)

※上記施策名の後の()内の数字は、P22～の施策一覧の番号です。

支援施策の具体例

科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム【文部科学省】

本プログラムは、科学技術を活用した地域再生に資するため、地域の大学が地元自治体と連携し、科学技術を活用した地域再生のための人材の養成を目的として、課題の募集を行う。



○支援対象事業の実施主体

国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校

具体的な事例

山梨県ワイン人材活性化計画

山梨県

▼科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム

第4回認定



山梨県はワイン国内生産量第1位であるが、全国に占める割合は低下しており、甲州ブドウの使用量は1/3にまで落ち込んでいる。このため、山梨県、山梨大学、地場ワイン産業、生産農家などが一体となって、ワインに関する人材の生涯養成拠点と認定制度（ワイン科学士）の創設、起業家支援などの取組を推進する。これにより、高品質ワイン生産システムを構築し、地域ブランドを確立する。

目標

- ・ ワイン技術者再教育コース → 平成22年度 修了者累計40人
- ・ 大学院修士ワイン科学コース → 平成22年度 修了者累計10人
- ・ 甲州ブドウ醸造用仕込み量
平成16年度 2,500t → 平成22年度 3,500t

Topic “地域再生システム論”の開講

平成19年度より、8地域・9大学(※)において、「地域再生」をテーマとする“地域再生システム論”が開講されます。

講義を通じ、地域の戦略的な課題解決の場として大学が貢献するなど、大学と地域の結びつきが一層強化されることが期待されています。

(※)小樽商科大学、室蘭工業大学、北陸先端科学技術大学院大学、信州大学、高崎経済大学、獨協大学、早稲田大学大学院、法政大学大学院、神戸大学

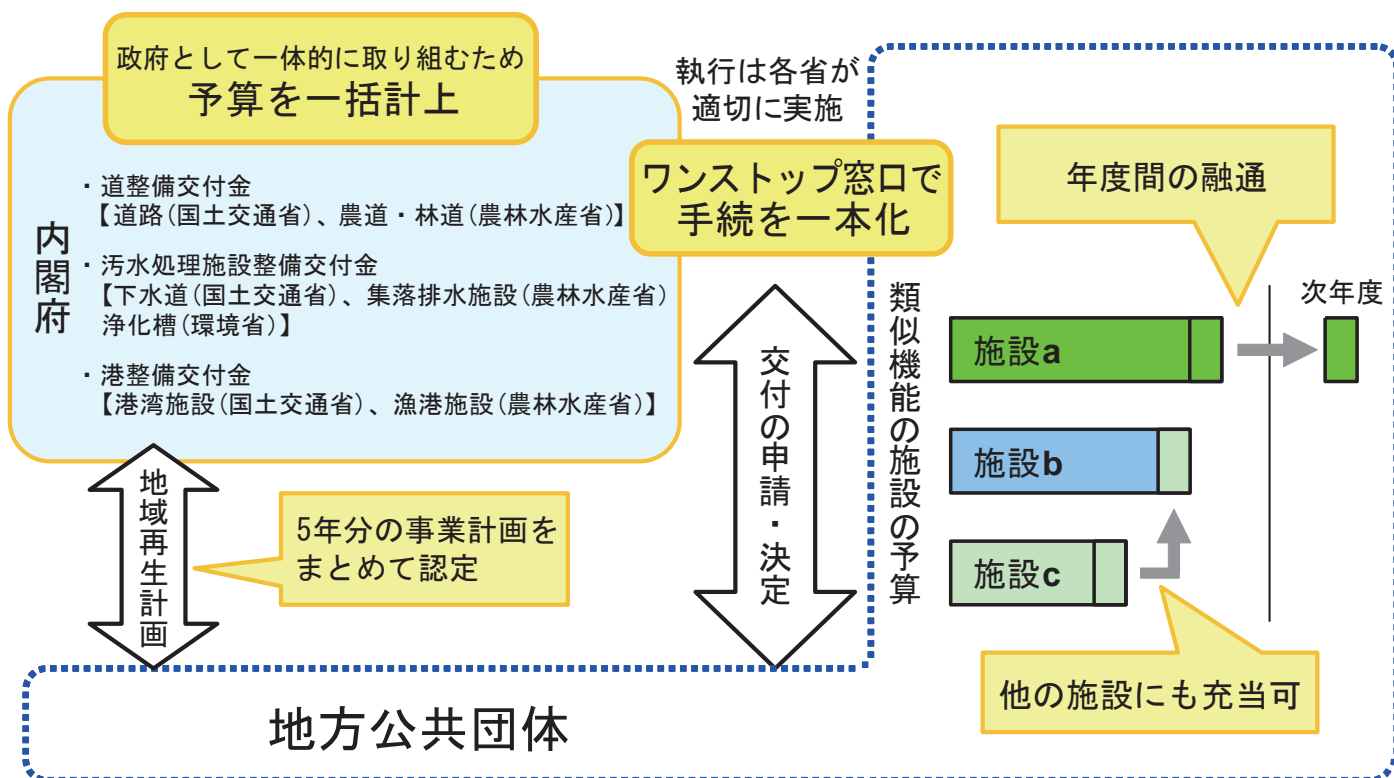


Ⅲ. 地域再生の支援策（その他の施策）

1. 地域再生基盤強化交付金の交付

地域再生基盤強化交付金とは、地方の自主性、裁量性を高めるための補助金改革と地域再生の観点から創設された交付金です。

内閣府に予算が一括計上され、地域の裁量による自由な施設配置、計画申請等の手続きの窓口一本化、事業進捗等に応じた事業間の予算の融通や年度間の事業量の変更が可能となるものです。



道整備交付金

- 道整備交付金では、地域の重要なインフラである道路・農道・林道を一体的に整備し、地域の交通の円滑化及び地域の産業を振興することにより、地域再生を図ります。

汚水処理施設整備交付金

- 汚水処理施設整備交付金では、下水道・集落排水施設・浄化槽を一体的に整備し、地域の生活環境を改善することにより、地域再生を図ります。

港整備交付金

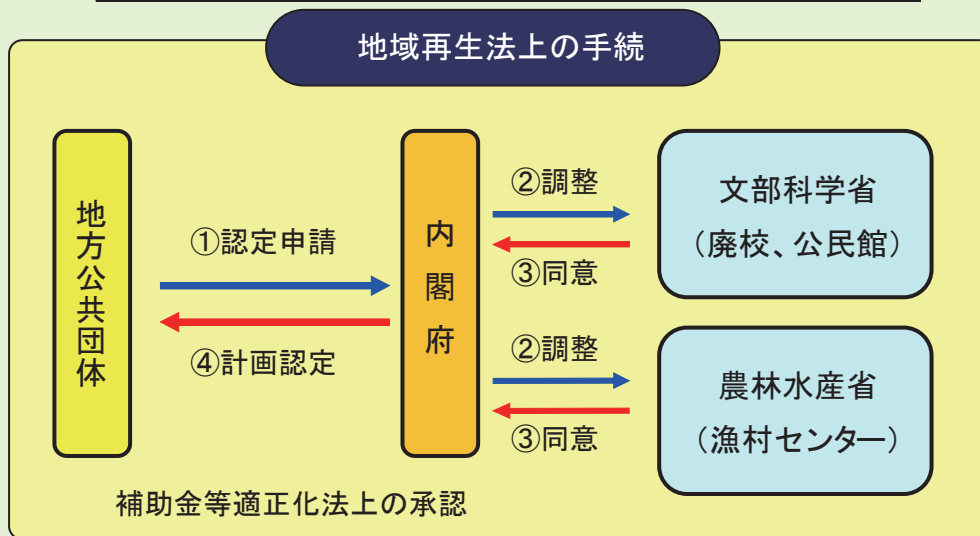
- 港整備交付金では、隣接・近接する港で、港湾施設・漁港施設を一体的に整備し、地域における海上輸送及び水産業を通じた地域経済を振興することにより、地域再生を図ります。

2. 補助対象施設の転用承認手続の特例

補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用手続を簡素化・迅速化します。

これにより、地域の需要に迅速に対応することができ、また、追加的な財政負担の抑制を図ることができます。

補助対象施設の有効活用 【全府省庁】



- 内閣府によるワンストップ窓口→地方公共団体の手続に係る負担を軽減
- 計画認定に要する処理期間3か月以内→迅速な手続処理の促進

※公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除、公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置といった支援措置を併せて活用すると効果的です。

具体的な事例

黒木町「環境共生の里づくり」再生計画

福岡県、黒木町くろぎまち

- ▼補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化
- ▼公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除（追加）
- ▼道整備交付金（追加）

第1回認定
第2回変更認定
第3回変更認定



廃校となった小学校の校舎等を体験交流施設に転用し、農業体験等のグリーンツーリズムの中核施設とするほか、九州大学の学外研修拠点としても活用し「環境共生の里づくり」に取り組む。また、道整備交付金を活用したアクセス道路の整備を行い、都市住民との交流事業を展開し、地域の活性化を目指す。

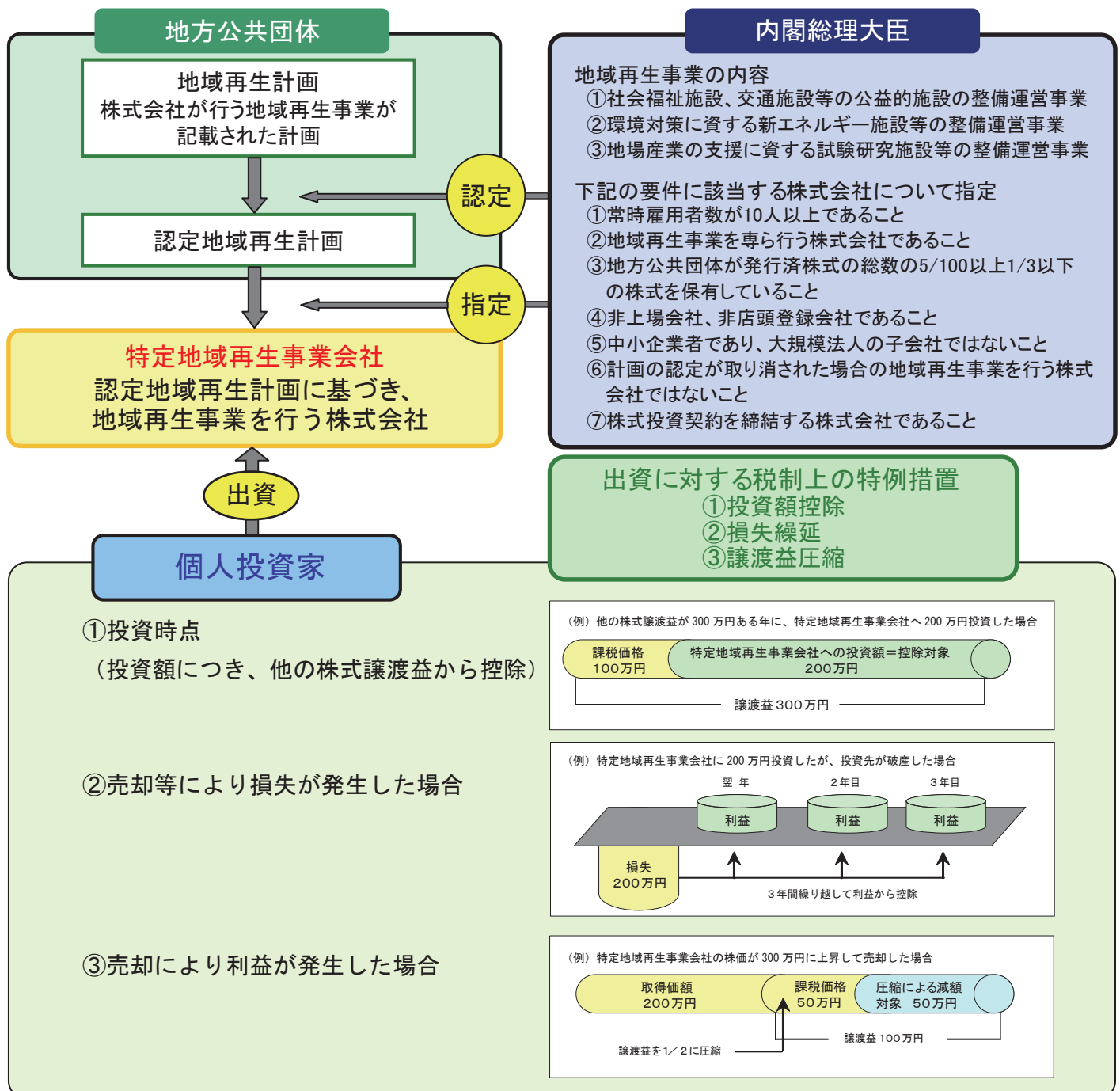
目標

- ・グリーンツーリズムや環境学習により観光客の確保 観光客年間16万人
- ・森林整備の推進（計画量15ha）

3. 地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例

地域再生に役立つ事業を行う民間企業に対する投資について税制上の優遇措置を講じ、当該事業に対する民間資金を誘導することにより、「民間の力による地域再生」を促進します。

※ 平成19年度より、特定地域再生事業会社の常時雇用者数の要件を“20人以上”から“10人以上”に大幅に緩和しました。



Ⅳ. 地域再生の支援策一覧

1. 地域再生計画と連動する施策一覧


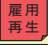
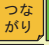
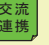
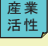
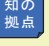
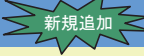
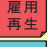
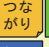
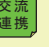
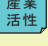
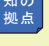
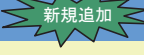

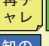
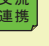
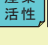
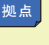

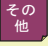
地域再生計画に記載し、認定を受けることにより、①利用が可能となる施策、または②施策を所管する府省庁において配慮(*)が行われる施策です。
 (*): 配慮の内容は各施策において異なります。

※ **雇用再生** は地域の雇用再生、 **つながり** は地域のつながり再生、 **再チャレ** は地域の再チャレンジ推進、 **交流連携** は地域の交流・連携推進、 **産業活性** は地域の産業活性化、 **知の拠点** は地域の知の拠点再生の各プログラム、 **その他** は各プログラムに属さない横断的に地域再生に役立つ施策。

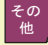
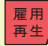
支 援 策	属するプログラム	関係省庁
1. 市民活動団体等支援総合事業（地域再生に資するNPO等の活動支援） → P10 NPO等の市民活動団体による地域再生の推進を図るため、認定地域再生計画における位置付けを踏まえて、人材の育成、先駆的な活動の企画・実施・評価等への支援を実施する。	つながり	内閣府
2. 地域再生基盤強化交付金(道整備交付金, 汚水処理施設整備交付金, 港整備交付金) → P19 地方の自主性、裁量性を高めるための補助金改革と地域再生の観点から創設された交付金。内閣府に予算が一括計上され、地域の裁量による自由な施設配置、計画申請等の手続きの窓口一本化、事業進捗等に応じた事業間の予算の融通や年度間の事業量の変更が可能となるもの。	その他	内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省
3. 地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例 → P21 地域再生に役立つ事業を行う民間企業に対する投資について税制上の優遇措置を講じ、当該事業に対する民間資金を誘導することにより、「民間の力による地域再生」を促進する。	雇用再生 つながり	内閣府
4. 再チャレンジ支援寄附金税制【直接型】 → P12 ★新規追加 再チャレンジ可能な社会を実現するため、高齢者・障害者等の再チャレンジを支援する会社への寄附金について税制上の措置を講ずる。	雇用再生 つながり 再チャレ	内閣官房 内閣府
5. 再チャレンジ支援寄附金税制【間接型】 → P12 ★新規追加 再チャレンジ可能な社会を実現するため、高齢者・障害者・女性等の再チャレンジを支援する会社等に対し助成を行う公益法人への寄附金について税制上の措置を講ずる。	雇用再生 つながり 再チャレ	内閣官房 内閣府
6. 地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業 地域再生計画に地域資本市場育成のための投資家教育を実施する事業を位置付け、認定を受けた地方公共団体に対し、ヒアリングを行った上で、必要と思われる具体策（シンポジウムの開催や、講師の派遣など）を決定する。	産業活性	金融庁
7. 中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携 地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施する。このため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。	産業活性	金融庁 経済産業省
8. 地方公共団体と地域の大学との連携促進のための寄附金支出協議の簡素化・迅速化 地方公共団体と地域の大学との連携による地域再生を推進するため、地方公共団体が、地域における産業の振興等に寄与する研究開発等を地域再生計画に位置付け、当該地方公共団体の自主的な要請に応じて国立大学法人等が実施する場合には、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項に基づく寄附金等の支出協議手続を簡素化・迅速化する。	知の拠点	総務省
9. 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除 公共施設の転用に当たり、認定地域再生計画に位置付けられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められる場合には、繰上償還を不要とする取扱いとする。	その他	総務省
10. 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置 公共施設への転用に係る既存の施設の増築や改築、大規模な模様替え等のリニューアル事業であって、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設への転用として認定地域再生計画に位置付けられた場合には、地域活性化事業債の対象とする。	その他	総務省

支 援 策	属するプログラム	関係省庁
24. 地域雇用戦略チーム  <p>都道府県労働局に地域雇用戦略チームを設置し、事業構想を策定し、又は事業構想に基づき事業を実施しようとする地域に対し、国や県の関係機関や専門家によるアドバイス、地域の関係者間の調整等の支援を行う。地域再生計画の認定を受けたものについて、優先採択等の重点的な支援を行う。</p>	雇用再生	厚生労働省
25. 「地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業」のうち地域若者サポートステーション事業に係る支援  <p>各地域に、地方公共団体との協働により「地域若者サポートステーション」を設置し、若者の置かれた状況に応じた専門的な相談を行うとともに、地域の若者支援機関のネットワークの中核として各機関のサービスが効果的に受けられるようにすることにより、ニートの状態にある若者等の自立を支援する。地域再生計画の認定を受けたものについて、事業実施団体の選定に当たって一定程度配慮する。</p>	雇用再生 つながり 再チャレンジ	厚生労働省
26. 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進 <p>(i) 高齢者が利用しやすく、地域に密着した介護サービスの拠点を整備する事業（地域介護・福祉空間整備等交付金）、(ii) 高齢者と子供との共生型サービス等、地域における包括的なサービスを推進する事業（地域介護・福祉空間推進交付金）、(iii) 高齢者保健福祉の増進の観点から実施する高齢者支援システムの構築や介護予防の推進など、各種の先駆的・試行的事業に対して支援を行う老人保健健康増進等事業の実施に当たり、認定地域再生計画を踏まえ地方の大学と連携したものについては一定程度配慮する。</p>	知の拠点	厚生労働省
27. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金  <p>農山漁村において、居住者及び滞在者の増加といった観点も踏まえ、農・林・水の縦割りに関係なく施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援する。地域再生計画の認定を受けたものについては、優先的に採択を行う。</p>	再チャレンジ 交流連携	農林水産省
28. 地域バイオマス利活用交付金  <p>地域のバイオマスの総合的かつ効率的な利活用を図る「バイオマスタウン構想」の実現に向け、大学等地域の知的・人的資源を活用するなど創意工夫を凝らした主体的な取組を支援する。地域再生計画に位置付けられている場合には、ポイント付けの対象とする。</p>	産業活性 知の拠点	農林水産省
29. 食料産業クラスター展開事業  <p>「食料産業クラスター」の形成を通じ、地域食材を活用した新たな戦略食品を創出するため、食農連携に意欲的な食品企業に対する情報発信機能の強化、販路開拓や原材料となる地域食材の周年確保等の取組等に対する支援を行う。また、地域食材を活用した食品の普及及び産地ブランドの確立を推進するため、地域食品ブランドの管理への支援を行う。地域再生計画の認定を受けたものについては、審査に有利な条件を付する。</p>	産業活性 知の拠点	農林水産省
30. 強い農業づくり交付金  <p>「強い農業づくり」に向け、①産地競争力の強化、②担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革、③安全・安心で効率的な流通システムの確立等の地域が抱える課題解決に向けた取組を支援する。地域再生計画の認定を受けたものについて、選定時に配慮する。</p>	雇用再生 つながり 再チャレンジ 交流連携 産業活性	農林水産省
31. 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業 <p>地域の技術シーズの活用等による、現場に密着した試験研究の推進を図るため、競争的研究資金を用いて産学官による高度な試験研究を促進する。コーディネート機関を中心として応募のあった研究課題の採択に当たり、地域再生計画に位置付けられた課題が優先的に採択されるよう考慮する。</p>	知の拠点	農林水産省
32. 農村コミュニティ再生・活性化支援事業 → P14  <p>NPO法人等の民間団体が実施する、都市から農村への定住等の促進や農村と地域企業との連携による新たな事業の創出などの、地域活性化の取組を支援する。地域再生計画の認定を受けたものについては、優先的に採択を行う。</p>	つながり 再チャレンジ 交流連携	農林水産省
33. 広域連携共生・対流等推進交付金  <p>都会の若者の長期農業等ボランティア活動や、団塊世代等を対象とした体験農園での農作業体験等を通じ、共生・対流を活性化するための広域連携プロジェクト等を支援する。地域再生計画の認定を受けた地方公共団体が当該プロジェクトに参加する場合、公募・選定に当たり配慮する。</p>	交流連携	農林水産省
34. 広域連携共生・対流等整備交付金  <p>都道府県を越えた広域的な連携の先導的取組を実現するために必要な施設等の整備をする。地域再生計画の認定を受けた地方公共団体が当該先導的取組に参加する場合、採択に当たり配慮する。</p>	交流連携	農林水産省
35. 里山エリア再生交付金  <p>里山エリアにおける居住地周辺の森林・居住基盤の整備を総合的に実施し、個性的で魅力ある里山エリアの再生を支援する。地域再生計画の認定を受けたものについて、優先的な採択などの支援を行う。</p>	交流連携	農林水産省
36. 上下流連携いきいき流域プロジェクト事業  <p>都道府県境を越える圏域の森林・林業関係者等が連携し、地域材の利用拡大などに取り組む活動への支援を行う。地域再生計画の認定を受けたものについて優先採択を行う。</p>	交流連携	農林水産省

支 援 策	属するプログラム	関係省庁
37. 森業・山業創出支援総合対策事業  <p>森林資源等をいかしたツーリズム、特産物の開発など新たなビジネス（森業・山業）の創出のため、アイデアコンペによりビジネスプランを選定し、実証的事業運営等の支援を行う。地域再生計画の認定を受けたものについて選定時に配慮する。</p>	 	農林水産省
38. 山村力誘発モデル事業  <p>都市と山村とが連携して行う意欲的・先導的な取組を支援するとともに、山村活性化に資する人材育成等を実施する。地域再生計画の認定を受けたものについて選定時に配慮する。</p>	  	農林水産省
39. 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち漁業再チャレンジ支援事業  <p>漁業就業者の確保を図るため、全国的な取組として民間団体が実施する就業情報の提供や相談窓口の設置、就業準備講習、漁業就業支援フェアの開催、漁業現場における研修等の実施を支援するほか、漁業分野での起業を支援する。地域再生計画の認定を受けたものについて優先採択などの重点的な支援を行う。</p>	  	農林水産省
40. 地域企業立地促進等補助事業  → P 16	 	経済産業省
41. 地域新生コンソーシアム研究開発事業 <p>地域における産学官の強固な研究体制（地域新生コンソーシアム）を組むことによる実用化に向けた高度な研究開発の実施に当たっては、認定地域再生計画に位置付けられたものについては、一定程度配慮する。</p>	 	経済産業省
42. 地域新規産業創造技術開発費補助事業 <p>地域において、新産業・新事業を創出するため、中堅・中小企業による新分野進出やベンチャー企業による新規創業といったリスクの高い実用化技術開発を支援する。認定地域再生計画に位置付けられたものについては、一定程度配慮する。</p>	 	経済産業省
43. 外国企業誘致地域支援事業  <p>我が国の地域への対日直接投資の促進を図るため、外国企業誘致に取り組む地域に対して、外国企業の発掘支援、外国企業の招へい支援、企業立ち上げ支援を行う。採択する際、地域再生計画の認定の有無を考慮する。</p>	  	経済産業省
44. 中小企業地域資源活用プログラム  <p>産地の技術、農林水産品、文化財等の地域資源を活用した中小企業の新たな商品やサービスの開発、事業化を支援する。具体的には、試作品開発、展示会出展等への資金面の支援や、マーケティング等に精通した専門家によるアドバイスなどの支援を行う。地域再生計画の認定を受けたものについては、優先採択等に配慮する。</p>	 	経済産業省
45. 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成 <p>地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場（共通プラットフォーム）を活用し、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体的プロジェクトの実現を支援する。</p>		国土交通省 総務省、財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省、内閣府
46. 地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成 <p>建設以外の他分野を含めた連携を進め、広範な学際領域等における建設技術革新を促進するための競争的資金制度を推進する。地域のニーズ等に応じた実用化段階の技術研究開発のテーマについて、地域の産学官連携等による研究開発を行う場合、補助を行う。地域再生計画に位置付けられたものについては、一定程度配慮する。</p>		国土交通省
47. 地域公共交通活性化・再生事業  <p>市町村、公共交通事業者等から構成される協議会が①「地域公共交通総合連携計画」を策定するために必要な調査を行う場合、②策定された「地域公共交通総合連携計画」に基づいて公共交通サービスに関する情報提供・利用促進活動・情報提供システムの開発を行う場合に補助を行う。認定地域再生計画に位置付けられた場合には、補助採択に当たって一定程度配慮する。</p>		国土交通省

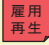
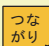
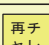
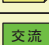


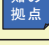
支 援 策	属するプログラム	関係省庁
48. 観光ルネサンス事業（観光ルネサンス補助制度）  地域ブランド商品開発や人材育成など、地域の民間組織が行う観光振興事業等に対して補助を行う。地域再生計画に位置付けられたものについては、事業の選定に当たって一定程度配慮する。【平成20年度より実施】	    	国土交通省
49. ビジット・ジャパン・キャンペーン（地方連携事業）  旅行会社・メディアの招請等の取組を支援することにより、地域の観光魅力を海外に発信するとともに、当該地域向けの魅力的な旅行商品の造成等を促進する。地域再生計画に位置付けられたものについては、事業の選定に当たって一定程度配慮する。	    	国土交通省
50. 地域自立・活性化総合支援制度等  民間と連携した地域の発意による広域的地域活性化基盤整備計画に基づくソフト・ハード一体の総合的な支援制度（地域自立・活性化交付金、地域自立・活性化事業推進費）を創設するとともに、民間プロジェクトに対する地域自立・活性化支援出資業務を創設する。	    	国土交通省
51. 補助対象施設の有効活用  補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用手続を簡素化・迅速化する。これにより、地域の需要に迅速に対応することができ、また、追加的な財政負担の抑制を図ることができる。		全府省庁

2. 地域再生計画の策定、実施のための人材派遣、情報提供

施 策	関 係 省 庁
① 「地域再生支援チーム」の設置 	国土交通省・総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、内閣府
② 「地域再生伝道師」の活用 	内閣官房
③ 地域再生雇用支援ネットワーク事業の実施 	厚生労働省
④ 地域雇用戦略チームの設置 	厚生労働省

3. 地域再生に資する施策

上記の各施策の他に、政府は地域再生に資する下記の各施策を推進します。

施 策 の 分 野	施 策 数
① 地域の雇用再生プログラムに属するもの 	30施策
② 地域をつながり再生プログラムに属するもの 	52施策
③ 地域の再チャレンジ推進プログラムに属するもの 	22施策
④ 地域の交流・連携推進プログラムに属するもの 	52施策
⑤ 地域の産業活性化プログラムに属するもの 	55施策
⑥ 地域の知の拠点再生プログラムに属するもの 	18施策
⑦ 各プログラムに属さない横断的に地域再生に役立つ施策群 	65施策

※各プログラム間で施策の重複がある。

「地域再生計画の策定、実施のための人材派遣、情報提供」及び「地域再生に資する施策」については、下記をご覧ください。

地域再生本部HPの「決定等」→「地域再生基本方針の一部変更について(平成19年4月27日：閣議決定)」の「本文」及び「別表2」

地域再生本部

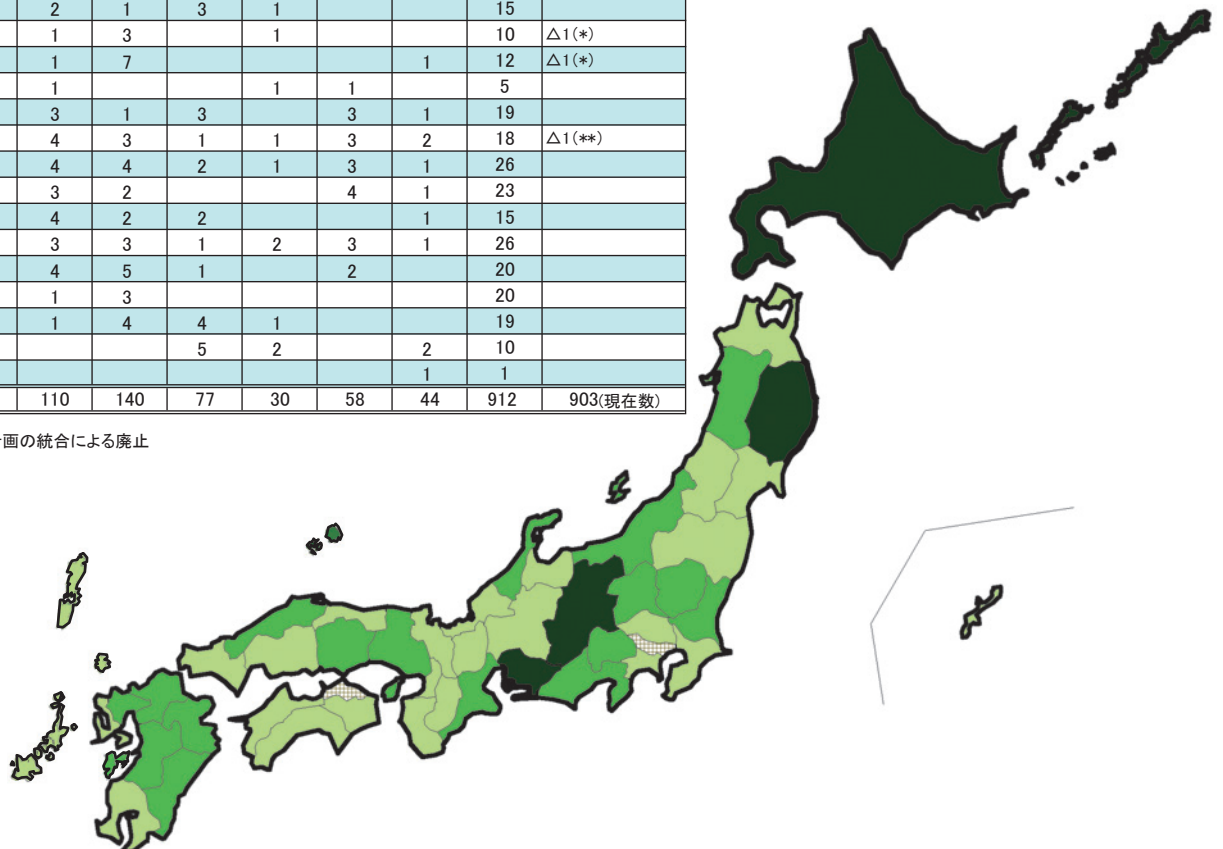
検索 

V. 地域再生計画の認定状況

地域再生計画の認定状況（第1回～第7回）都道府県別件数

都道府県名	第1回 (H17.6.17) (H17.7.19)	第2回 (H17.11.22)	第3回 (H18.3.31)	第4回 (H18.7.3)	第5回 (H18.11.16)	第6回 (H19.3.30)	第7回 <前半分> (H19.7.4)	合計	備考
北海道	8	1	1	9	1	3	7	30	
青森県	6	3	4	2	1			16	
岩手県	13	8	7	1		3	1	31	△2(*)
宮城県	6	2	6	1				15	
秋田県	9		3	5	1	2		20	
山形県	7	1	3	2				13	
福島県	12		3	1	1			17	
茨城県	20	2	4		1	2		29	
栃木県	14	1	9			3		27	
群馬県	14	3	12				1	29	△1(*)
埼玉県	3	7	3	1	1	3	1	19	
千葉県	7	1	2		1	1	1	13	
東京都	2	1	1				2	6	
神奈川県	5	2	3	3	1			12	△1(*)△1(**)
新潟県	12	3		2		3	2	22	
富山県	5	1	2	1	1			10	
石川県	11	3	1	1		3	2	21	
福井県	11	3	2	3		1		19	△1(*)
山梨県	13	2	3	1	1			20	
長野県	24	3	8	2	2	4	3	46	
岐阜県	11	1		1				13	
静岡県	15	3	3	1		1	1	24	
愛知県	21	4		2	3	1	4	35	
三重県	11	8	2			3	2	26	
滋賀県	2	4	1	3	1	1		12	
京都府	6	1	2	1				10	
大阪府	9	1		3		1	2	16	
兵庫県	11	2	2	3	1	2	2	23	
奈良県	8				2		1	11	
和歌山県	11	1	2	3	1			18	
鳥取県	7	1	2					10	
島根県	15	1	5	1		1	1	24	
岡山県	14	4	6	2		1		27	
広島県	8	2	1	3	1			15	
山口県	6	1	3		1			10	△1(*)
徳島県	4	1	7				1	12	△1(*)
香川県	2	1			1	1		5	
愛媛県	8	3	1	3		3	1	19	
高知県	5	4	3	1	1	3	2	18	△1(**)
福岡県	11	4	4	2	1	3	1	26	
佐賀県	13	3	2			4	1	23	
長崎県	6	4	2	2			1	15	
熊本県	13	3	3	1	2	3	1	26	
大分県	8	4	5	1		2		20	
宮崎県	16	1	3					20	
鹿児島県	9	1	4	4	1			19	
沖縄県	1			5	2		2	10	
その他							1	1	
合計	453	110	140	77	30	58	44	912	903(現在数)

- 認定計画 30件～
- 認定計画 20～29件
- 認定計画 10～19件
- 認定計画 ～9件



(*) 市町村合併に伴う計画の統合による廃止
 (**) 申し出による廃止

VI. 地域再生計画の認定事例

文化芸術創造都市の形成「としまアートキャンバス」計画

東京都豊島区

- ▼地域再生に資するNPO等の活動支援
- ▼文化芸術による創造のまち支援事業の活用
- ▼補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化（追加）
- ▼日本政策投資銀行の低利融資等（追加）

第1回認定
第2回変更認定
第3回変更認定



区民、NPO、企業、自治体等の協働により、地域住民等を対象としたアート関連イベントやシンポジウムなどを開催する。これにより、文化芸術活動を地域に定着させ、文化芸術を基軸とした地域コミュニティの再生を図り、「文化芸術創造都市」を目指す。

目標

- ・アートと地域を結ぶアートプログラムの実施
→ 年間延べ 3,000 人の参加者
- ・文化芸術創造活動の推進
→ 年間延べ 18,000 人「にしすがも創造舎」利用
- ・平成 19 年 9 月開設予定の「あうるすぽっと」運営サポーターの育成

地域情報の共有で安全、安心なまちづくり

あんじょうし
愛知県安城市

- ▼地域再生に資するNPO等の活動支援

第2回認定



NPOと行政が連携して災害や犯罪についての地域情報を収集し、簡易に情報を受発信できるシステムを構築することで、住民の間でより多くの情報の共有を可能とする。また、災害や犯罪に対する住民意識の向上を図ると同時に、地域防災・防犯体制を強化し、安全・安心なまちづくりを行う。

目標

- ・情報流通システムの登録数 → 平成21年度目標 9千件
- ・防災対策に対する市民の満足度
平成17年度 32.6% → 平成21年度目標 40.0%
- ・自主防犯パトロール隊数
平成17年度 3隊 → 平成21年度目標 50隊

富士山と湖と高原のまち、富士河口湖 ～豊かな自然環境を活かした地域再生計画～ 山梨県富士河口湖町

ふじかわぐちこまち

- ▼地域再生に資するNPO等の活動支援
- ▼汚水処理施設整備交付金（追加）
- ▼地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成

第1回認定
第2回変更認定



観光施設から排出されるゴミ問題の解決と特産品の開発を一体的に進めるNPOと連携した「食品残渣リサイクル計画」の推進、新たな観光拠点としての「西湖いやしの里根場」の創出及び汚水処理施設の整備を促進する。これにより、豊かな自然環境を活かした観光産業の発展と生産環境の向上を目指す。

目標

- ・観光入込客数
河口湖地域 平成15年度 780万人 → 平成21年度 800万人
西湖地域 平成15年度 400万人 → 平成21年度 440万人
- ・「西湖いやしの里根場」の年間利用者数 平成21年度 30万人
- ・汚水処理人口普及率 平成16年度 62% → 平成21年度 75%

こうべ「健康を楽しむまちづくり」構想 ～安心で健やかな地域社会をめざして～

兵庫県神戸市

- ▼「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進
- ▼地域再生に資するNPO等の活動支援

第4回認定



神戸市では、神戸大学を中心に、兵庫県、神戸市、NPO、民間事業者などと連携して「健康を楽しむまちづくり」に取り組んでいる。この取組は、高齢者の活力創造と生活習慣病予防のための歩く健康づくりを推進し、楽しみながら歩くことのできる「こうべ健康ウォーク」を開催するものである。これらにより、市民の健康増進、地域産業の活性化、都市の魅力の向上を目指している。

目標

- ・基本健康診査の受診率
現状(平成16年度) 28.7% → 平成22年度 40%
- ・スポーツ・健康維持増進サービスの市場規模
現状(平成11年度) 320億円 → 平成22年度 450億円

青森県クリスタルバレイ構想

青森県

- ▼日本政策投資銀行の低利融資等
- ▼科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム(追加)

第1回認定

第4回変更認定



青森県では、むつ小川原工業開発地区及び周辺地域に、液晶をはじめとするFPD(フラットパネルディスプレイ)産業の一大集積地の形成を目指す構想(青森県クリスタルバレイ構想)を推進している。八戸工業大学、青森県、地元企業等が連携してFPD関連の新製品・新技術開発に必要な次世代の技術者を養成する取組を追加する。これにより、産業振興や雇用創出など地域経済の活性化をより一層推進する。

目標

- ・FPD関連企業立地事業所数 → 平成22年度 15事業所
- ・FPD関連企業における雇用者数 → 平成22年度 5,000人

知の拠点活用による浜松ものづくり産業再生計画

静岡県、浜松市

- ▼科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム
- ▼地域新生コンソーシアム研究開発事業 ▼地域新規産業創造技術開発費補助事業
- ▼現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)(追加) 他

第4回認定

第5回変更認定

第7回変更認定



製造業に特化して発展してきた浜松市の特性を活かし、静岡大学、地元企業等が連携し、技術・技能等を継承しつつ、最先端のデジタル技術等に習熟した人材の育成を図る。また、小中高校生から若手技術者までの各段階における人材育成による創造的工学技術者の育成サイクルの確立を目指す。

目標

- ・工業の従業員数 平成15年 93,386人 → 平成23年目標 100,000人
- ・製造品出荷額等
平成15年 2兆5,168億円 → 平成23年目標 2兆7,000億円

健康志向高品質かんきつ産地形成による地域再生

愛媛県松山市

▼地方大学等の知的・人的資源活用による農林水産研究の実用化促進

第4回認定



松山市の主な農作物である柑橘は生産過剰による価格低迷が続いている。このため、愛媛大学等の研究機関、農協、行政等が連携し、新品種の早期普及に向けた生産技術を確立し、付加価値の高い地域特有品種の産地形成を図る。また、ブランド化や農産物の機能性を活かした加工品の開発・商品化によって販売力を強化し、農業や食品加工産業等の地場産業の活性化を目指す。

目標

- ・農産物の試験研究、ブランド化の検討
→ 平成22年度 計15品種
- ・現地栽培講習会及び商品説明会の開催
→ 平成22年度 計10回

地場産業と住民の共生対流による起業創造と雇用機会の増大

熊本県荒尾市

▼地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）

第1回認定

▼現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）（追加）

第5回変更認定



商店街の空き店舗を活用し、地域の特産品である梨、牛乳、海苔を使った発酵食品の製造販売業を中心とした「食」に関連した産業を創出するための人材育成を行う。この取組を活かして、地域住民が生産・消費を行う地域循環型スモールビジネスを創出し、その集積により地域の再生を図る。

目標

- ・新規起業法人 7社
- ・新規雇用 146名（平成19年度）

海士デパートメントストアープラン ～「選ばれし島」まるごと届けます～

あまちょう

島根県海士町

▼地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）

▼地域通貨モデルシステムの導入支援

第1回認定



時間と距離という離島物流のハンディを解消するため、CAS（キャス・細胞を壊さない冷凍新技術）を活用した農水産物保存加工の新産業を興すことで、雇用確保と定住促進を図ることとしている。また、美しい町並みと世代バランスのとれた地域社会の復活を目指して、島の再生を図り、次世代へと持続可能な発展を目指す。

目標

- ・パッケージ事業利用企業での雇入れ数
平成18年度末 68人
- ・海士版地域通貨への参加者数
平成18年度末 82,500人

東大阪モノづくり人材育成計画

大阪府東大阪市

▼地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）

第1回認定



「モノづくりのまち」東大阪市は、基盤的技術産業を中心に多種多様な製造業が集積し、我が国のモノづくりを支えているまちである。これらモノづくり企業を支えるために、経済団体や地元企業、NPO等と連携して、若年者層を中心に技術面・営業面での人材育成を図る。

目標

- ・事業による雇用創造効果
464人(平成20年3月末まで)

ふるさと元気博物館・勝山市エコミュージアム推進計画

福井県、勝山市

▼道整備交付金

▼污水处理施設整備交付金

第1回認定



污水处理施設や豊富な自然・歴史・産業の各資源を回遊する道路を効率的に整備することにより、生活環境の改善や自然環境の保全、林業をはじめとした地域産業の活性化や観光・交流の促進を図る。また、市民と行政が協働して、地域の資源を最大限活用する「勝山市エコミュージアム」（まち全体を屋根のない博物館とみなす構想）によるまちづくりを推進する。

目標

- ・宿泊型観光への転換
- ・観光客入り込み総数のうち宿泊客の割合
平成16年 7% → 平成21年 15%

「恵まれた地域資源を大切に、キラキラ輝く海辺づくり」

愛知県きらちょう、吉良町

▼港整備交付金

第1回認定



港整備交付金を活用し、地域環境・防災上の改善を踏まえた海辺の景観づくりや観光ニーズに対応した観光漁業活動を支援する施設整備を行う。この取組により、輝きを増す海辺の魅力と恵まれた地域資源とを有効に連携させ、地域全体としての観光力の向上を図る。

目標

- ・放置艇問題の解消
平成16年 約180隻 → 平成21年 0隻
- ・観光客入込者数の増
平成15年 約40万人 → 平成22年 約60万人

潤い、文楽、そよ風でつづるまちづくり計画

やまとちょう
熊本県、山都町

- ▼道整備交付金
- ▼公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除
- ▼補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化
- ▼地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施（追加）

第2回認定
第3回変更認定



廃校校舎をコミュニティ施設、農林産物加工施設や小規模多機能型居宅介護事業所等に転用し、行政と地域住民とが連携しつつ活用する。これに併せて、道整備交付金を活用し町道と林道を一体的に整備することにより、上記施設とのアクセスの改善を図る。これらの取組により、農林業の振興、都市農村交流の促進及び地域介護の拠点施設の整備を進める。



目標

- ・農産物加工新製品開発施設等の整備
→加工食品の新規開発(5品目)
- ・公共的機関がある地域と集落とを結ぶ幹線ネットワークの整備
→20分圏内 5%増
- ・町道と連携した林道網の整備による間伐事業の促進
→間伐面積 10%増 など

横浜型企業誘致・産業立地促進計画

神奈川県横浜市

- ▼先買い公有地の用途範囲の拡大
- ▼外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業 他

第5回認定
第7回変更認定



未活用の公有地の用途範囲を拡大するとともに、横浜市独自の企業立地の促進やバイオ、IT等の新産業の創出等の対策を実施する。これらの取組により、優良企業や新産業分野の企業の集積を進め、横浜経済の活性化を図る。



目標

(計画全体の目標)

- ・誘致・新規立地企業数 : 平成17年度 49件 → 平成22年度 250件
- ・工場新增設促進件数 : 平成17年度 12件 → 平成22年度 200件
- ・バイオ関連企業数 : 平成17年度 134件 → 平成22年度 160件

廃校を活用した多機能型複合施設「南風ん風(はえんかぜ)」による地域再生

～語る・ふれあう・助け合う みんなの施設～

熊本県天草市

- ▼補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化
- ▼「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進

第6回認定



廃校校舎を多機能型複合施設として活用し、福祉サービスを提供するとともに、地域交流などの各種事業を総合的に展開することにより、多くの人と触れ合える環境づくりを進める。また、認知症対応型のデイサービス施設のバリアフリー化、熊本大学との連携による地域の保健・福祉の向上を図る。



目標

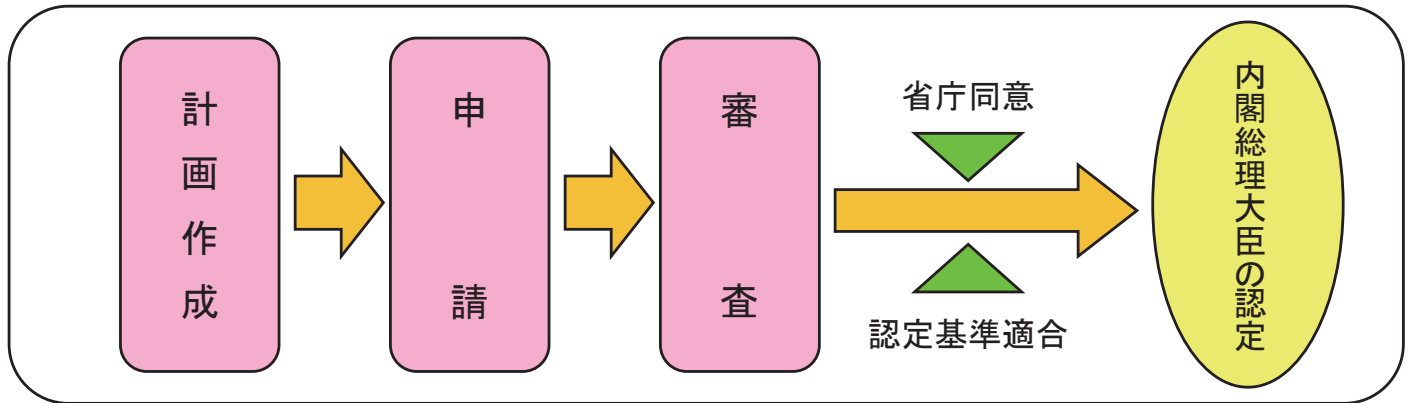
- ・認知症対応型デイサービス3,168人(年間)、配食サービス3,600食(年間)
- ・転用後の多機能型複合施設を活用した市民活動の推進
年間利用者数 7,140人

VII. 認定申請・提案募集

1. 地域再生計画の認定申請

地域再生基本方針に基づき、地方公共団体が地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、支援措置が適用されます。

認定申請の流れ

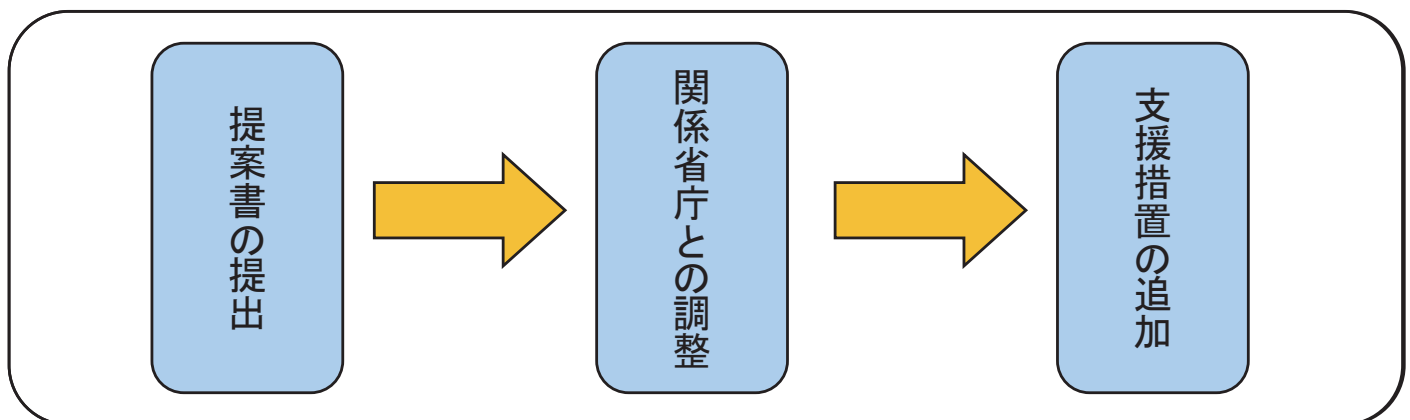


2. 地域再生の提案募集

地域再生に関する施策の改善について、民間事業者や地方公共団体、個人など、誰でも国に提案をすることができます。

地域再生を担うひとつづくり、補助金改革、民間活力の活用の拡大など、地域再生に関するみなさんのアイデアをお待ちしています。

提案募集の流れ



Q 計画の認定申請や提案募集の具体的なスケジュールはどうなっていますか？

A 認定申請については年3回、提案募集については年1回受付を行っています。
具体的なスケジュールについては、地域再生本部ホームページをご覧ください。

地域再生本部

検索

VIII. 相談・質問など

1. 地域再生に関する問い合わせ

●ホームページ

地域再生についてインターネット上で情報発信しています。もっと詳しく知りたいと思われた方、下記サイトにアクセスしてみてください。

- ・ 地域再生本部

Click!

- ・ わがまち元気（ここでは特区・地域再生の制度をわかりやすく紹介しています。）

Click!



●メール相談窓口

地域再生について、お気軽にご相談いただけるメール相談窓口を開設しています。

(地域再生本部HP・トップページ一番下の“メール相談”をクリック
→フォームに入力後、「送信」ボタンを押して下さい。)

●地域再生伝道師

各都道府県が地域再生制度について普及・啓発を行う「地域再生伝道師」を設置して、地域再生推進室と連携を図っています。お住まいの都道府県の伝道師にお気軽にご相談ください。次ページに伝道師の連絡先一覧を載せています。



地域再生伝道師



●出前コンサルタント

地域再生制度の勉強会や提案の検討会など、ご要望に応じて、地域再生推進室の担当者を講師やコンサルタントとして派遣しています。

電話・メールなどでお問い合わせください。

2. 地域活性化に関する問い合わせ

●地域活性化総合相談窓口

地域再生をはじめ、広く地域活性化についてお気軽にご相談いただける窓口(電話・FAX・メール・直接訪問)を開設しています。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-23-7 第23森ビル6階

TEL 03-5521-6686 FAX 03-3507-4005 E-mail: i.chiiki2@cas.go.jp

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎3階

TEL 03-5510-2151 FAX 03-3591-0021 E-mail: toshisaisei@cas.go.jp



この他、地域活性化応援隊の派遣相談会なども行っています。電話・メールなどでお問い合わせ下さい。

地域再生伝道師所属部署及び連絡先一覧

都道府県	部 署	電話番号
北海道	企画振興部地域振興・計画局地域づくり支援室	011-204-5149
青森県	企画政策部政策調整課	017-734-9136
岩手県	地域振興部地域企画室	019-629-5195
宮城県	企画部地域振興課	022-211-2425
秋田県	知事公室総務課分権改革推進室	018-860-1085
山形県	総務部改革推進室政策企画課	023-630-2234
福島県	企画調整部企画調整総務領域計画評価グループ	024-521-7809
茨城県	企画部地域計画課	029-301-2720
栃木県	総合政策部地域振興課	028-623-2239
群馬県	新政策課	027-226-2312
埼玉県	地方分権支援課	048-830-2771
	改革推進室	048-830-2129
千葉県	総合企画部企画調整課	043-223-2448
東京都	知事本局企画調整部企画調整課	03-5388-2135
神奈川県	企画部政策課	045-210-1111 内線(3057)
	企画部市町村課企画班	045-210-1111 内線(3171)
新潟県	総務管理部地域政策課	025-280-5088
富山県	地域振興課	076-444-3949
石川県	企画振興部地域振興課	076-225-1312
福井県	総合政策部政策推進課	0776-20-0225
	総務部市町村課	0776-20-0262
山梨県	政策秘書室	055-223-1316
長野県	企画局企画課	026-235-7018
岐阜県	総合企画部総合政策課	058-272-1111 内線(2058)
静岡県	総務部企画監（自治行政担当）	054-221-2054
	産業部企画監（企画・広報担当）	054-221-2650
	企画部企画監（調整・少子化対策担当）	054-221-3285
愛知県	地域振興部地域政策課	052-954-6095
三重県	政策部企画室	059-224-2062
滋賀県	政策調整部地域振興課	077-528-3314
京都府	企画環境部企画課事業推進室	075-414-4372
大阪府	政策企画部企画室	06-6943-8054
兵庫県	県民政策部政策局地域振興課	078-362-3037
奈良県	企画課観光交流局交流政策課広域連携グループ	0742-27-8473
和歌山県	企画部計画局企画総務課	073-441-2334
	企画部計画局地域振興課	073-441-2426
鳥取県	企画部政策企画課	0857-26-7131
島根県	地域振興部地域政策課	0852-22-6453
岡山県	企画振興課	086-226-7251
広島県	地域振興部地域振興対策局地域づくり推進室地域振興グループ	082-513-2567
	政策企画部企画調整局分権改革担当	082-513-2411
山口県	地域振興部地域政策課	083-933-2546
徳島県	総合政策局	088-621-2196
	地方分権推進課	088-621-2099
香川県	政策部政策課	087-832-3125
愛媛県	企画情報部管理局企画調整課	089-912-2235
高知県	政策企画部企画調整課	088-823-9334
福岡県	企画振興部地域政策課	092-643-3176
	企画振興部地域振興課	092-643-3180
佐賀県	統括本部政策監グループ	0952-25-7360
長崎県	地域振興部地域政策課	095-895-2243
	政策企画部政策企画課	095-895-2034
熊本県	総合政策局企画課	096-333-2017
大分県	企画振興部観光・地域振興局	097-506-2120
宮崎県	総合政策課	0985-26-7607
鹿児島県	企画部企画課	099-286-2349
沖縄県	企画部企画調整課	098-866-2026
	企画部地域・離島課	098-866-2370

お問い合わせは

内閣官房 地域再生推進室 内閣府 地域再生事業推進室

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-23-7 第23森ビル6,7階
TEL:03-5521-6718 FAX:03-3500-0560

地域再生HP

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html>

特区HP

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>

わがまち元気HP

<http://www.wagamachigenki.jp/saisei/index.html>



(平成19年8月版)